

野沢温泉村  
地域防災計画  
(資料編)

平成25年度  
野沢温泉村  
防災会議

## 目次

防災関係機関及び関係条例	1101
資料1 防災関係機関一覧表	1101
資料2 野沢温泉村防災会議条例	1103
資料3 野沢温泉村災害対策本部条例	1104
資料4 野沢温泉村災害救助条例	1105
資料5 豪雪災害に際して野沢温泉村災害救助条例を適用して応急援助を実施する場合の運用基準	1106
資料6 災害弔慰金の支給等に関する条例	1108
資料7 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	1111
資料8 野沢温泉村冬の生活を明るくする条例	1114
資料9 野沢温泉村スキー場安全条例	1115
災害危険箇所	1117
資料10 地すべり危険箇所	1117
資料11 地すべり危険地区	1118
資料12 山腹崩壊危険地区	1118
資料13 崩壊土砂流出危険地区	1118
資料14 山地災害危険位置図	1119
資料15 なだれ危険箇所	1120
資料16 雪崩危険箇所	1121
資料17 土砂崩壊危険箇所	1122
資料18 土砂崩壊危険箇所位置図	1123
資料19 急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域	1124
資料20 土石流による土砂災害警戒区域	1125
資料21 重要水防区域	1126
資料22 重要水防区域位置図	1127
資料23 土砂災害特別警戒区域・警戒区域内の要配慮者関連施設	1128
広域相互応援関係	1131
資料24 長野県消防相互応援協定書	1131
資料25 長野県市町村災害時相互応援協定	1134
資料26 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	1138
緊急輸送関係	1140
資料27 村内及び近隣市村輸送業者一覧表	1140
資料28 地震防災災害応急対策用緊急車両一覧表	1141
避難収容関係	1143
資料29 避難施設等一覧表	1143
資料30 避難施設等位置図	1145
資料31 村内及び近隣市町村建設業者一覧表	1146
資料32 野沢温泉村避難支援プラン全体計画	1147
資料33 障害者等防災避難マニュアル	1149
資料34 災害時における行動マニュアル	1168

食料品等の調達供給関係.....	1172
<b>資料 35</b> 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領 .....	1172
災害救助用米穀等の緊急引取要領.....	1177
<b>資料 36</b> 応急用米穀の供給に関する図表.....	1177
危険物施設関係.....	1179
<b>資料 37</b> 野沢温泉村管内危険物施設別数及び品別数量調査表.....	1179
通信施設関係.....	1180
<b>資料 38</b> 野沢温泉村防災行政無線配置表.....	1180
建築物関係.....	1182
<b>資料 39</b> 業態別防火対象物.....	1182
<b>資料 40</b> 村内の文化財消火栓配備状況.....	1183
災害記録関係.....	1184
<b>資料 41</b> 過去の主な災害記録.....	1184
その他.....	1195
<b>資料 42</b> 災害時における稲城市と野沢温泉村の協力に関する協定書.....	1195
<b>資料 43</b> 災害時における野沢温泉村と野沢温泉村内を受け持つ郵便局の協力に関する協定書.....	1197
<b>資料 44</b> 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書.....	1199
<b>資料 45</b> 災害時における応急対策業務に関する協定.....	1202
<b>資料 46</b> 災害時における電気の保安に関する協定書.....	1204
<b>資料 47</b> 災害時における飲料水提供に関する協定書.....	1206
<b>資料 48</b> 御宿町と野沢温泉村姉妹都市災害時相互応援協定書.....	1208
<b>資料 49</b> 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書.....	1210
<b>資料 50</b> 災害時におけるLP ガスに係る協力に関する協定書.....	1212

## 防災関係機関及び関係条例

### 資料1 防災関係機関一覧表

#### 1 指定地方行政機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
関東農政局長野地域センター	長野市旭町 1108	026-233-2500
中部森林管理局北信森林管理署	飯山市飯山 1090-1	0269-62-4141
長野労働局中野労働基準監督署	中野市中央 1-2-21	0269-22-2105
関東地方整備局長野国道事務所長野出張所	長野市稲葉 2137-5	026-251-1904
北陸地方整備局千曲川河川事務所中野出張所	中野市西条吉原 562	0269-22-2729
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738

#### 2 県、警察、消防関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北信地方事務所	中野市壁田 955	0269-22-3111
北信建設事務所	中野市壁田 955	0269-22-3111
北信保健福祉事務所	飯山市静間 1340-1	0269-62-3105
飯山警察署	飯山市南町 6-1	0269-62-0110
野沢温泉村駐在所	野沢温泉村豊郷 9774	0269-85-2048
岳北消防本部飯山消防署	飯山市木島 357-6	0269-62-0119
岳北消防本部飯山消防署野沢分署	野沢温泉村豊郷 9110-2	0269-85-4119

#### 3 自衛隊等

機 関 名	所 在 地	電話番号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町 1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊本部	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

#### 4 指定公共機関及びその他出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
野沢温泉郵便局	野沢温泉村豊郷 9615	0269-85-2003
桑名川郵便局	飯山市照岡 753-6	0269-69-2300
東日本旅客鉄道(株)飯山駅	飯山市大字飯山 778-2	0269-62-2139
日本貨物鉄道(株)関東支社長野営業所	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230
N T T ドコモ長野支店	長野市鶴賀上千歳 1112-1	026-291-7185
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389
	N T T 新田町ビル内	
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉 210-2	026-291-5200
中部電力(株)飯山営業所	飯山市静間 353-5	0120-984-514
日本たばこ産業(株)長野営業所	長野市岡田町 131-5	026-228-2323

日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
日本通運(株)長野営業所	長野市北石堂町1374-1	026-227-4140

5 指定地方公共機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
長野電鉄(株)	長野市権堂町2201	026-232-8121
長電バス(株)	長野市村山471-1	026-295-8008
信越放送(株)	長野市問御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市岡田町131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州	長野市若里1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送(株)	長野市栗田989-1	026-223-1000
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
北信州森林組合野沢温泉支所	野沢温泉村豊郷9817	0269-67-0454
野沢温泉商工会	野沢温泉村豊郷9622-2	0269-85-2692
北信州みゆき農業協同組合本所	飯山市飯山3567	0269-62-0055
北信州みゆき農業協同組合北部支所	野沢温泉村豊郷9759-1	0269-85-3136

資料2 野沢温泉村防災会議条例

昭和38年7月1日  
条例第17号

改正 昭和63年3月18日 条例第9号

平成12年3月22日 条例第23号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第323号）第16条第6項の規定に基づき、野沢温泉村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野沢温泉村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 野沢温泉村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長及び飯山消防署長
- (6) その他本会事務推進に必要な者から村長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 第5項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、野沢温泉村の職員、公共的機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和63年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月22日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料3 野沢温泉村災害対策本部条例

昭和38年10月1日  
条例第19号

改正 平成8年3月26日 条例第13号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、野沢温泉村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策本部長の職務)

**第2条** 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

(現地災害対策本部)

**第4条** 規地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成8年3月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料4 野沢温泉村災害救助条例

〔 昭和 53 年 3 月 20 日 〕  
〔 条例第 6 号 〕

(目的)

**第1条** この条例は、災害に際して野沢温泉村が応急的必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の範囲)

**第2条** この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であって、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合に、当該災害にかかり救助を必要とする者に対し行うものとする。

- (1) 住家の滅失した世帯が5以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある等、村長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が、生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号の住家の滅失した世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半焼、半壊等著しく損壊した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂の堆積により一次的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなすものとする。

(救助の種類等)

**第3条** 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住家の応急修理
- (7) 障害物（災害によって住家及びその周辺に運ばれた土石、竹木又は豪雪等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの。）の除去

2 前項第2号、第6号、第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。ただし、村長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(救助の程度、方法及び期間)

**第4条** 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第5条に規定する範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めた場合には、救助の方法又は期間を変更することができる。

(補則)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害救助に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

資料5 豪雪災害に際して野沢温泉村災害救助条例を適用して応急援助を実施する場合の

運用基準

〔 昭和 53 年 2 月 1 日 〕  
運用基準第 1 号

豪雪災害に係る野沢温泉村災害救助条例（昭和 53 年野沢温泉村条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 7 号に定める事態の判定指針及び条例の運用について次の基準を定め、もって条例の適用時期の決定と迅速な応急援助の実施に遺憾のないよう留意するものとする。

記

1 判定基準

豪雪災害において、条例第 2 条第 1 項第 3 号に定める事態の判定基準は次によるものとする。

- (1) 長野地方気象台野沢温泉観測所（以下「観測所」という。）における積雪深が 200 cm に達した場合
- (2) 積雪深は前号の数値に達しないが、観測所における降雪量の連続 2 日合計値が 120 cm 以上又は連続 3 日合計値が 150 cm 以上を越える集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪おろしが必要であるような事態が生じた場合
- (3) 積雪深及び降雪量が前 2 号の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家倒壊のおそれがある等の場合
- (4) 前各号に定める場合のほか、社会秩序の維持保全のため緊急な公的介助の必要があると認められる場合

2 条例の運用

豪雪災害の態様に応じ、条例第 3 条第 1 項に規定する救助の種類のうち、必要な救助を実施する。

3 救助対象

豪雪災害にかかり現に救助を要する者に対し実施する。ただし条例第 3 条第 1 項第 2 号、第 6 号、第 7 号の救助については、自らの資力及び労力をもってこれを行い得ない世帯に限るものとする。

- (1) 自らの資力及び労力をもってこれを行い得ない世帯とは、次に掲げる世帯（扶養義務者の援助がある世帯を除く。以下「要救助世帯」という。）をいう。
  - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護世帯
  - イ 要救助世帯の世帯構成員に原則として、村民税所得割非課税世帯となる所得がない次に掲げる世帯
- (ア) 老人世帯  
60 歳以上の者のみで構成されている世帯又はこれらの者に 18 歳未満の者のみで構成されている世帯
- (イ) 母子世帯  
現に配偶者がいない 18 歳から 60 歳未満の女子と 18 歳未満の者のみで構成されている世帯
- (ウ) 傷病障害者世帯  
生計の中心となる者が、傷病、心身障害者で 60 歳以上の者及び 18 歳未満

の者のみで構成されている世帯（生計の中心となる者の配偶者を含む。）

(エ) その他必要と認める世帯

生活保護法に規定する被保護世帯に準ずる世帯で、村長が特に必要と認めた世帯

4 要救助世帯の認定

村長は、要救助世帯の認定にあたっては、野沢温泉村福祉委員の意見を聞いて認定し、予定世帯名簿を作成する。

5 救助の方法

豪雪災害による救助については、広範囲に及びかつ緊急を要することから、少数の救助員によって救助しがたい実状に鑑み、要救助世帯の従来から地域住民の相互援助により実施されてきた場合が多いので、現にこれらの業務にたずさわってきた者（以下「救助員」という。）により救助をする。

6 救助員の委嘱

救助員の委嘱にあたっては、第5の趣旨を尊重して、要救助者のその業務にたずさわってきた者を村長が委嘱する。

7 生活保護法との関係

条例の適用による救助と生活保護法による保護とが競合する場合は、生活保護法を優先とする。

資料6 災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和52年12月26日  
条例第17号〕

改正：昭和53年9月22日条例第21号  
昭和56年10月2日条例第22号  
昭和58年10月5日条例第28号  
昭和62年9月22日条例第25号  
平成16年3月16日条例第13号  
平成23年12月15日条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年9月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和56年10月2日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（昭和58年10月5日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和58年9月1日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則**（昭和62年9月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成16年3月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

**資料7 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則**

改正：昭和58年10月5日規則第8号

昭和52年12月28日  
規則第9号**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和52年12月26日条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。**第2章 災害弔慰金の支給**

(支給の手続)

**第2条** 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第3条** 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

**第3章 災害障害見舞金の支給**

(支給の手続)

**第4条** 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第5条** 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第1号)を提出させるものとする。

**第4章 災害援護資金の貸付け**

(借入れの申込)

**第6条** 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

**第7条** 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

**第8条** 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

**第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

**第10条** 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

**第11条** 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

**第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

**第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

**第14条** 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12

号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

**第15条** 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

**第16条** 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

**第17条** 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を村長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

**第18条** この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和52年12月28日から施行する。

**附 則** (昭和58年10月5日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和58年9月1日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

(様式 省 略)

資料8 野沢温泉村冬の生活を明るくする条例

〔 昭和56年10月2日  
条例第23号 〕

(目的)

**第1条** この条例は、村と村民が互いに手をたずさえて、秩序ある道路の雪かたづけを行い、健康で文化的な明るい冬の生活を築くことを目的とする。

(村の責務)

**第2条** 村は、前条の目的を達成するため、総合的な除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければならない。

2 村は前項に規定する除雪計画の実施推進に当たっては、村民にその周知徹底を図り、村民の協力を確保するよう努めなければならない。

(村民の責務)

**第3条** 村民は、除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任において処理する基本原則を守り、相互の生活の確保に努めなければならない。

2 村民は、惣代、区長その他の自治組織を通じ相互に協力し、自主的な除雪対策を実施するよう努めなければならない。

3 村民は、雪かたづけに当たって、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 道路における交通に支障のないよう適切な措置を講ずること。

(2) 河川、用排水路等(以下「河川等」という。)の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

4 村民は、住宅、車庫、へいその他これらに類するものを建築しようとする場合は、除雪等の障害とならないよう雪に対して十分配慮しなければならない。

(勧告)

**第4条** 村長は、除雪道路(村又は県によって除雪される道路をいう。)に雪が人為的に放置され、著しく道路交通に支障となるおそれがあると認めるとき又は河川等への排雪方法が適切でないため流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(補則)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料9 野沢温泉村スキー場安全条例

〔 平成22年11月30日 〕  
 条例第13号

(目的)

**第1条** この条例は、野沢温泉村区域内にあるスキー場（以下「スキー場」という。）におけるスキー場利用者（以下「スキーヤー」という。）、野沢温泉村（以下「村」という。）及び野沢温泉村公営企業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）第10条第1項により指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の責務を明確にし、スキー場内における事故を防止するとともに、スノースポーツをより安全で楽しいものにするを目的とする。

(遵守義務)

**第2条** スキーヤー、村及び指定管理者は、法令及び本条例に定めるもののほか、国際スキー連盟が定めたウインタースポーツセンターの安全ガイドライン及び全国スキー安全対策協議会が定めた国内スキー等安全基準（以下「本条例等」という。）を遵守しなければならない。

(雪上スポーツの特質)

**第3条** スキー、スノーボードに代表される雪上滑走用具の全ては、冬山の地勢を利用した高度の危険を内包したスポーツであり、スキーヤーは様々な気象条件のもとで斜面、雪質、コースの変化、混雑状況等に自己の技量、技術を対応させ、スピード、進行方向をコントロールしながら滑走し、自己及び他のスキーヤーの安全に対して責任を自覚し、自己責任のもとに行われるスポーツでなければならない。

(スキーヤーの責務)

**第4条** スキーヤーは、常に自己及び他のスキーヤーの安全に対し責任を自覚し、かつ安全を確保しなければならない。

- 2 スキーヤーは指定管理者が定めた安全対策を遵守するとともに、スキー場職員及びパトロール隊員の指示に従って行動しなければならない。
- 3 スキーヤーはリフト搭乗にあたり、リフト乗り場に掲示してある注意事項及び運営管理規則を遵守しなければならない。

(スキースクール及びスキークラブの責務)

**第5条** スキースクール及びスキークラブ（以下「スキースクール」という。）は本条例等が円滑に実施できるよう、協力しなければならない。

- 2 スキースクールは、職員及び指導員のほか、スキースクールに入校した生徒に本条例等を遵守させなければならない。

(競技者の責務)

**第6条** 競技者は、滑走タイムや技術を追求することから、競技を行っていないゲレンデを滑走する場合は、他のスキーヤーに恐怖を与える滑走をしてはならない。

(村の責務)

**第7条** 村長は、スキー場区域を定めなければならない。

- 2 村長は、スキー場の安全対策を推進するため、野沢温泉村スキー場安全対策委員会を設置しなければならない。

(指定管理者の責務)

**第8条** 指定管理者は、第7条第1項に定めるスキー場区域内において、スキーヤーを保護するために必要な安全対策を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、索道運行に当たり本条例等を遵守するとともに、国土交通省の監督及び指導に従わなければならない。

(雪上車管理者及び雪上車運転者の責務)

**第9条** 雪面整備車、スノーモービル、雪上運搬車、除雪車（以下「雪上車」という。）の管理者及び運転者は、雪上車の稼働に当たり、本条例等及び野沢温泉スキー場雪上走行車安全運転協会が定める野沢温泉スキー場区域内雪上走行車運転許可要綱を遵守し、安全に配慮しなければならない。

（入場の禁止等）

**第10条** 指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

（搜索救助費用の弁償）

**第11条** スキーヤーは、第7条第1項に定めるスキー場区域に属さない区域において発生した事故により搜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

（環境と景観保全の義務）

**第12条** スキーヤー、村及び指定管理者は、自分達が恩恵を受けている環境と景観を次代に残すため、その保全に努めなければならない。

（事故等の通報及び援助義務）

**第13条** 第7条第1項に定めるスキー場区域において発生した事故の当事者、発見者及び目撃者（以下「事故の当事者」という。）は、パトロール隊員に事故の状況を正確に伝えるとともに、けが人を援助しなければならない。

2 事故の当事者は、自己の所在を告げなければならない。

（補則）

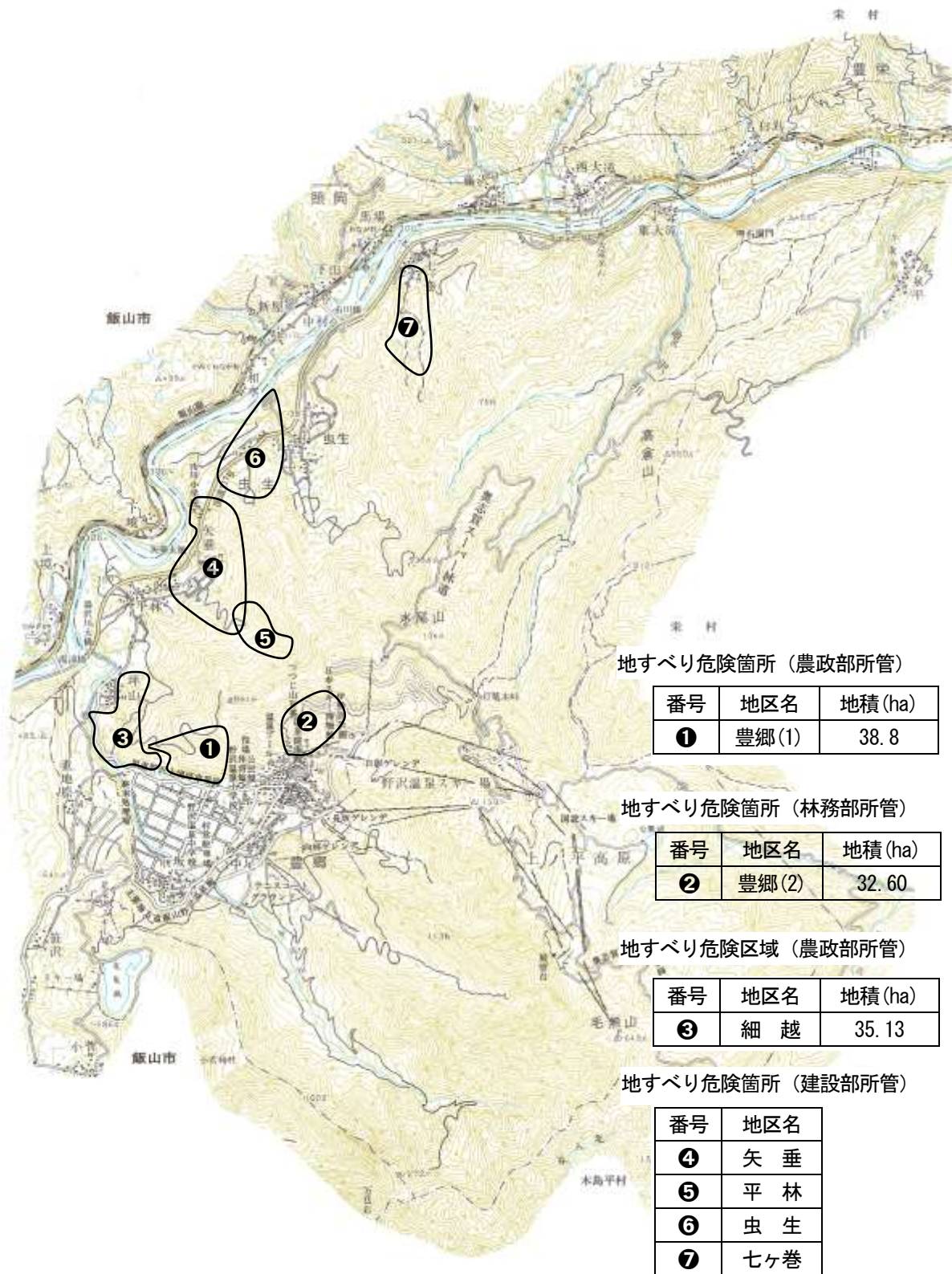
**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

災害危険箇所

資料10 地すべり危険箇所



資料11 地すべり危険地区（林務部所管）

（平成20年4月1日現在）

番号	地区名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況	保 全 対 象			
				人 家	スキー場	温泉源	道 路
1	豊 郷	32.6	無	48	1	1	村道 1500m

資料12 山腹崩壊危険地区（林務部所管）

（平成20年4月1日現在）

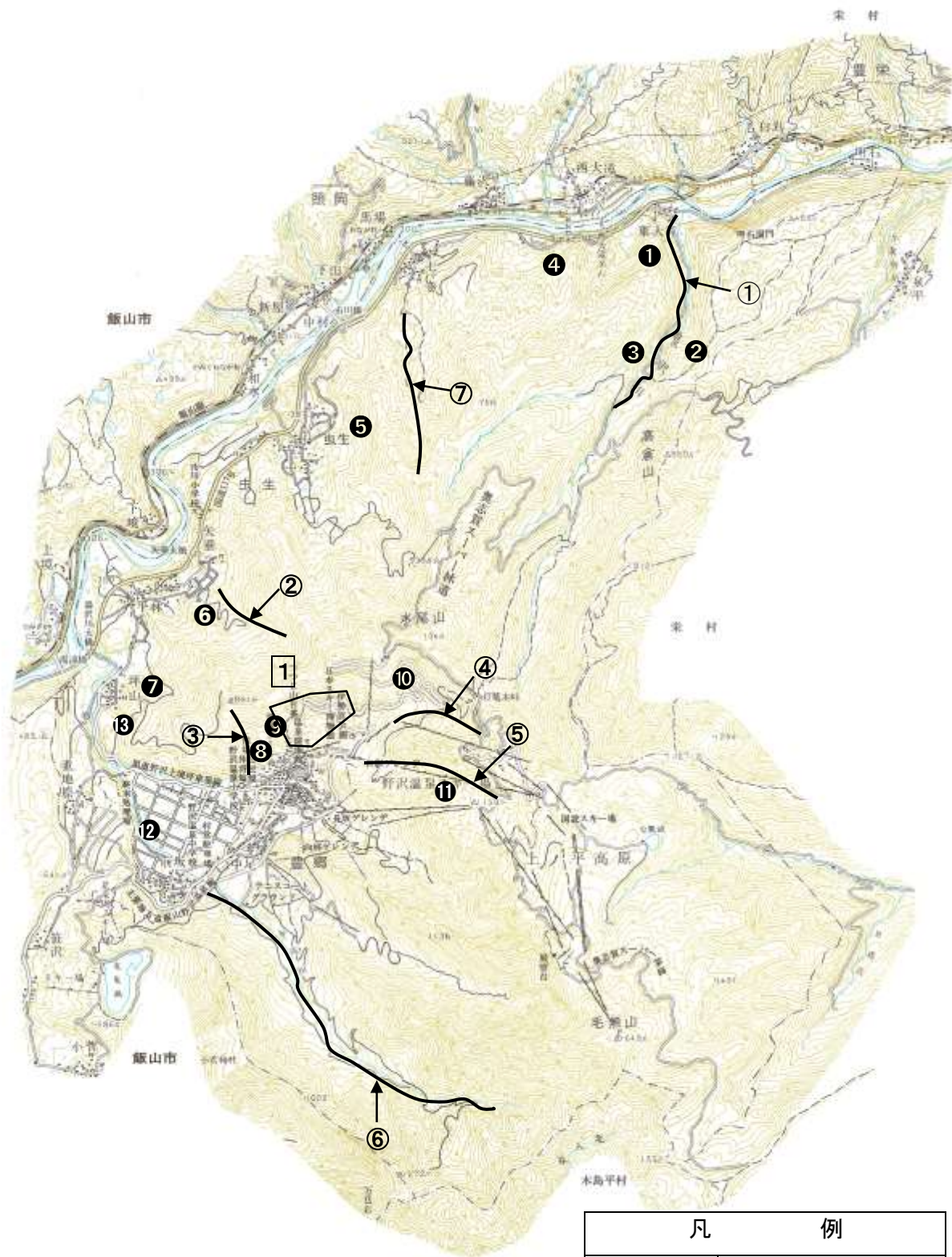
番号	地区名	位 置		調査面積 (ha)	危険地区 面積(ha)	治山面積 進捗状況	保 全 対 象		
		大字	小字				人家	公共施設	道 路
①	東大滝 (1)	東大滝	清水平	2.0	2.0	一部概成	10		村道 200m
②	東大滝 (2)	東大滝	分 道	5.0	2.0	概 成			林道 200m
③	東大滝 (3)	東大滝	いら畑	3.0	3.0	概 成			林道 300m
④	朝 上	朝 上	浅 上	5.0	4.0	概 成			県道 400m
⑤	虫 生	虫 生	日 向	4.0	3.0	無	10		村道 100m
⑥	平 林	平 林	水 尾	2.0	1.0	無			県道 200m 村道 400m
⑦	坪 山	坪 山	木 落	3.0	2.0	無	30		林道 200m 県道 500m
⑧	寺 湯 (1)	豊 郷	寺 湯	3.0	3.0	一部概成	20		村道 200m
⑨	寺 湯 (2)	豊 郷	寺 湯	3.0	3.0	概 成	30		村道 200m
⑩	北 ノ 入	豊 郷	北ノ入	2.0	2.0	一部概成			村道 300m
⑪	日 影	日 影	日 影	7.0	7.0	一部概成		スキー場	村道 200m
⑫	前 坂	豊 郷	前 坂	1.0	1.0	無		下水道処理場	県道 200m
⑬	坪 山	坪 山		5.0	2.0	概 成			林道 300m

資料13 崩壊土砂流出危険地区（林務部所管）

（平成20年4月1日現在）

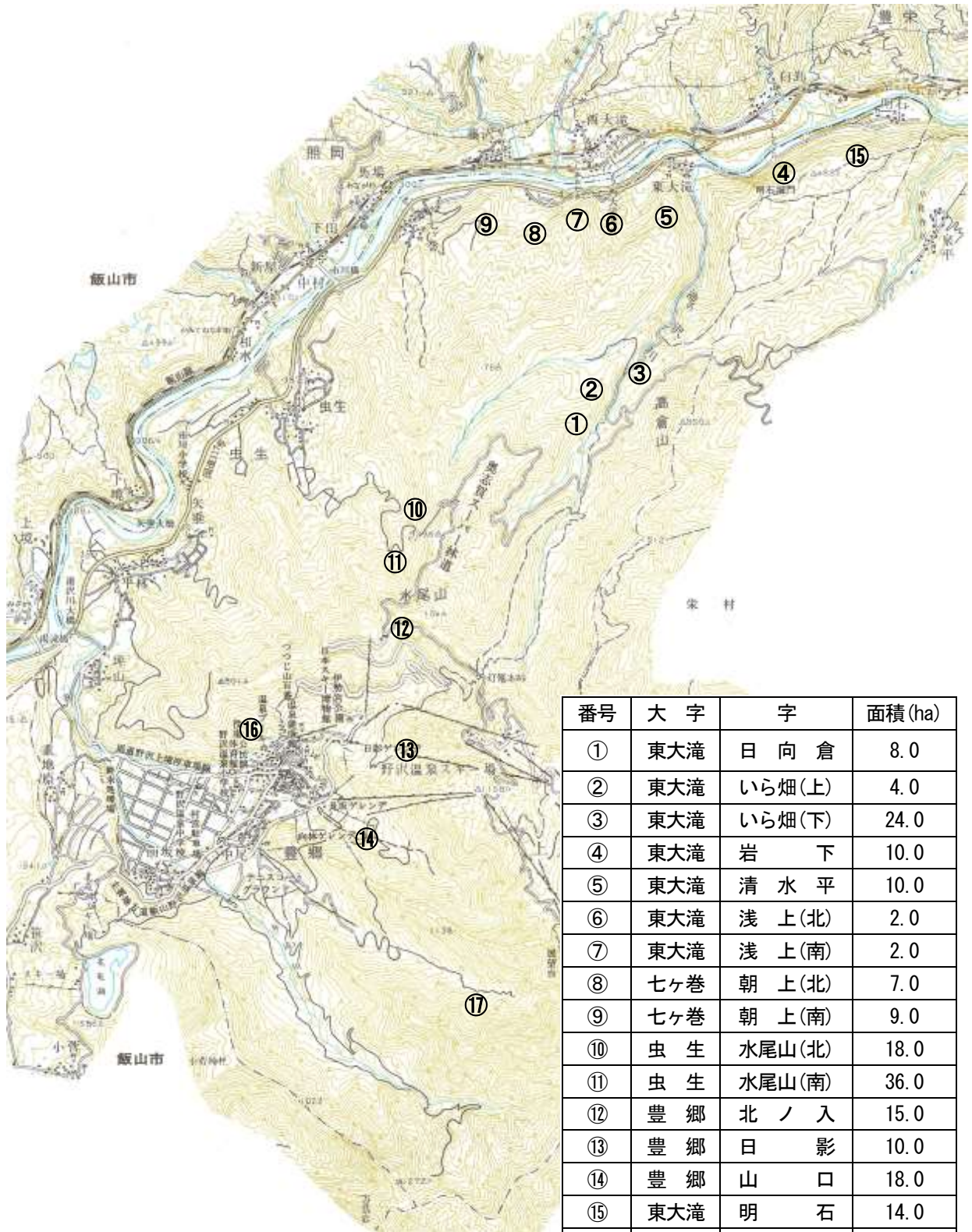
番号	地区名	位 置		危険地区 面積(ha)	治山面積 進捗状況	保 全 対 象		
		大字	小字			人家	公共施設	道 路
①	池 ノ 沢	東大滝	池ノ沢	1.53	無	30		県道 500m 林道 1,000m
②	平 林	平 林	水 尾	0.66	無	5		県道 500m
③	寺 湯	豊 郷	寺 湯	0.30	一部概成	20	役場1 保育園1	県道 500m
④	北 ノ 入	豊 郷	北ノ入	1.26	一部概成	50	スキー場1	県道 1,000m
⑤	日 影	豊 郷	日 影	1.35	一部概成	50	スキー場1	県道 1,000m
⑥	赤 滝 川	豊 郷	水ヶ沢	3.69	一部概成	50	公民館・総合グラウンド リハビリスポーツパーク	県道 1,000m 林道 400m
⑦	七 ケ 巻	七ヶ巻		0.66	概成	54	水道施設2 農地 12ha	国道 100m 村道 300m 農道 200m

資料14 山地災害危険位置図（林務部所管）



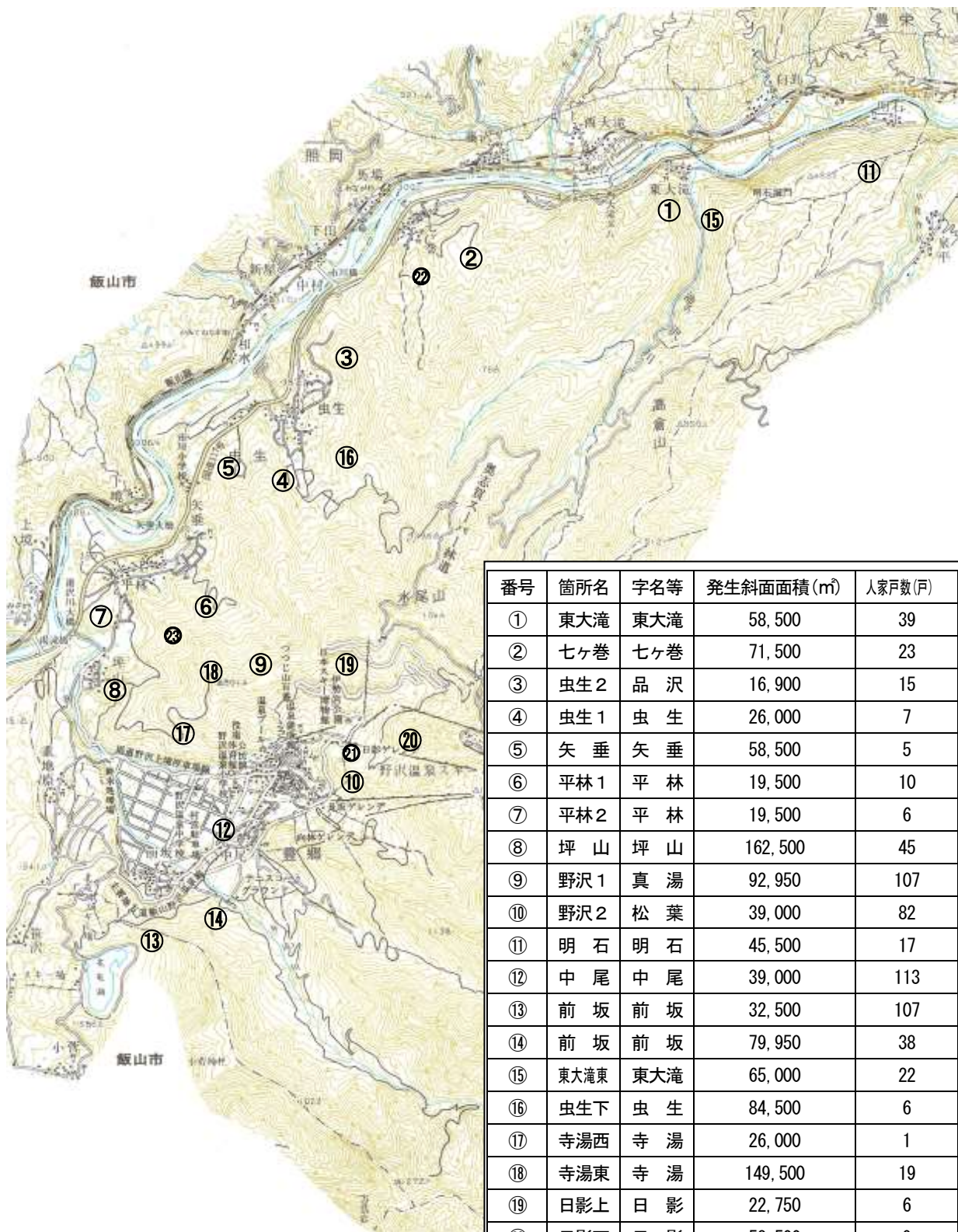
凡 例	
1	地すべり危険地区
① ~ ⑫	山腹崩壊危険地区
① ~ ⑦	崩壊土砂流出危険地区

資料15 なだれ危険箇所（林務部所管）



番号	大字	字	面積(ha)
①	東大滝	日向倉	8.0
②	東大滝	いら畑(上)	4.0
③	東大滝	いら畑(下)	24.0
④	東大滝	岩下	10.0
⑤	東大滝	清水平	10.0
⑥	東大滝	浅上(北)	2.0
⑦	東大滝	浅上(南)	2.0
⑧	七ヶ巻	朝上(北)	7.0
⑨	七ヶ巻	朝上(南)	9.0
⑩	虫生	水尾山(北)	18.0
⑪	虫生	水尾山(南)	36.0
⑫	豊郷	北ノ入	15.0
⑬	豊郷	日影	10.0
⑭	豊郷	山口	18.0
⑮	東大滝	明石	14.0
⑯	豊郷	寺湯	0.5
⑰	豊郷	柄沢	80.0
計			272.0

資料 16 雪崩危険箇所（建設部所管）



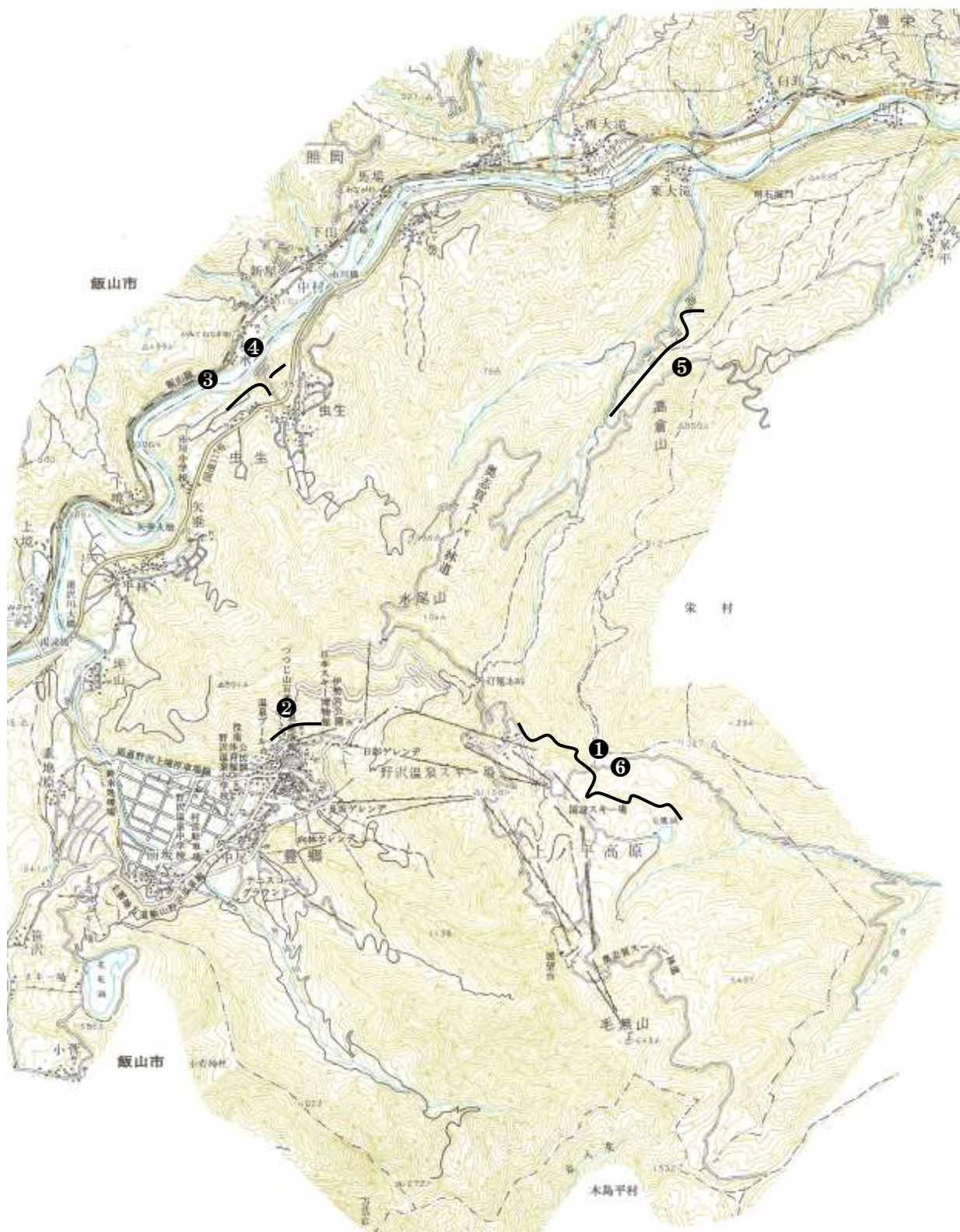
番号	箇所名	字名等	発生斜面面積 (㎡)	人家戸数(戸)
①	東大滝	東大滝	58,500	39
②	七ヶ巻	七ヶ巻	71,500	23
③	虫生2	品 沢	16,900	15
④	虫生1	虫 生	26,000	7
⑤	矢 垂	矢 垂	58,500	5
⑥	平林1	平 林	19,500	10
⑦	平林2	平 林	19,500	6
⑧	坪 山	坪 山	162,500	45
⑨	野沢1	真 湯	92,950	107
⑩	野沢2	松 葉	39,000	82
⑪	明 石	明 石	45,500	17
⑫	中 尾	中 尾	39,000	113
⑬	前 坂	前 坂	32,500	107
⑭	前 坂	前 坂	79,950	38
⑮	東大滝東	東大滝	65,000	22
⑯	虫生下	虫 生	84,500	6
⑰	寺湯西	寺 湯	26,000	1
⑱	寺湯東	寺 湯	149,500	19
⑲	日影上	日 影	22,750	6
⑳	日影下	日 影	58,500	9
㉑	大 湯	大 湯	19,500	38
㉒	七ヶ巻下	七ヶ巻	9,750	1
㉓	平林下	平 林	110,500	3

資料17 土砂崩壊危険箇所（農政部所管）

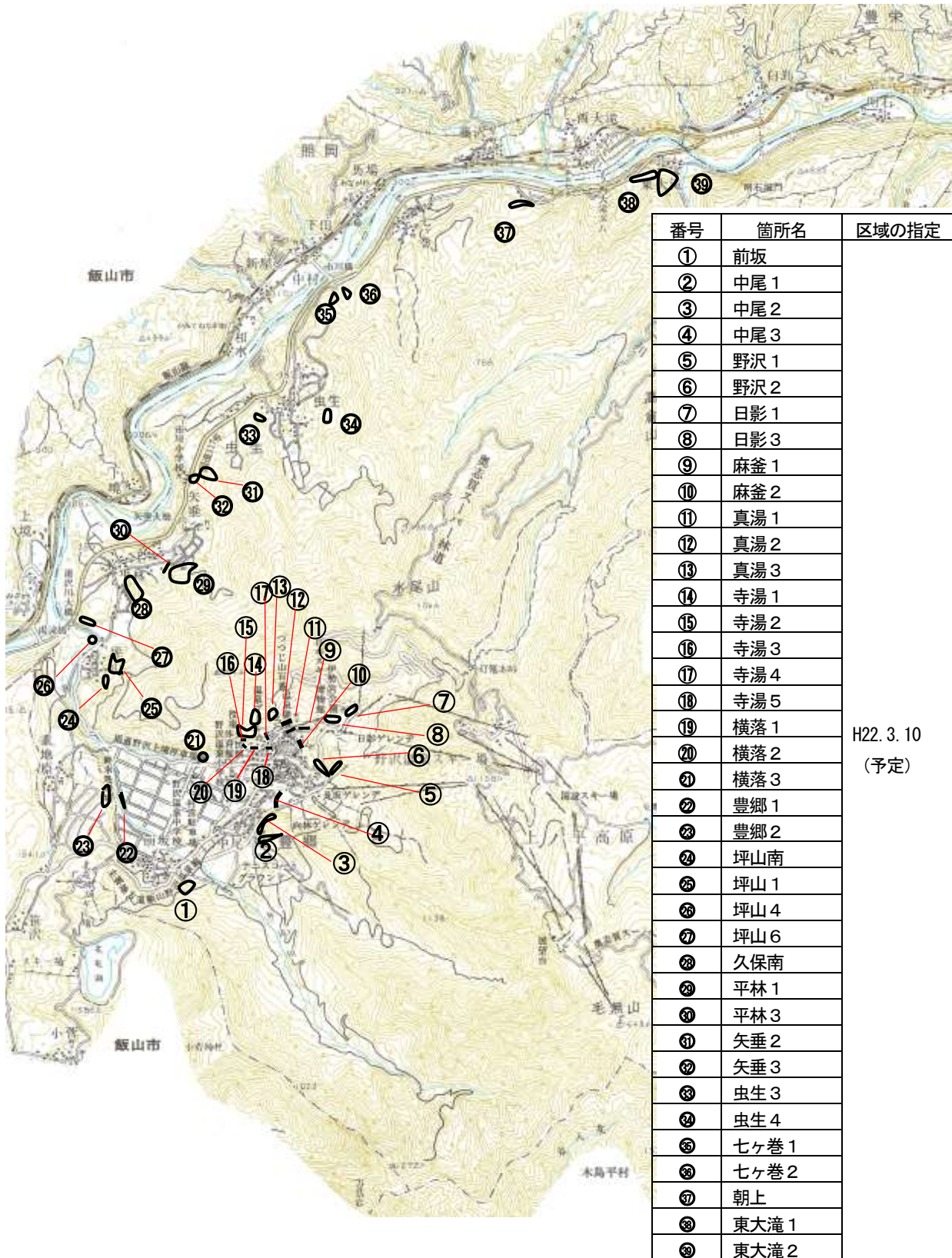
（平成20年4月1日現在）

番号	地区名	所在地	管理団体	受益面積(戸)	受益面積 (ha)
①	奥山堰(1)	大字豊郷 字上ノ平、大雪崩	平林区 野沢組	3	1
②	真湯、寺湯堰	大字豊郷 字北ノ入、寺湯	野沢組	60	10
③	下堰	大字虫生 字下林、物見原、景ノ坂	虫生区	45	25
④	下ヨクノ木堰	大字虫生 字上ヨクノ木	虫生区	7	4
⑤	分道堰	大字東大滝 字分道	明石区	16	13
⑥	奥山堰(2)	大字豊郷 字上ノ平、大雪崩	平林区 野沢組	133	10

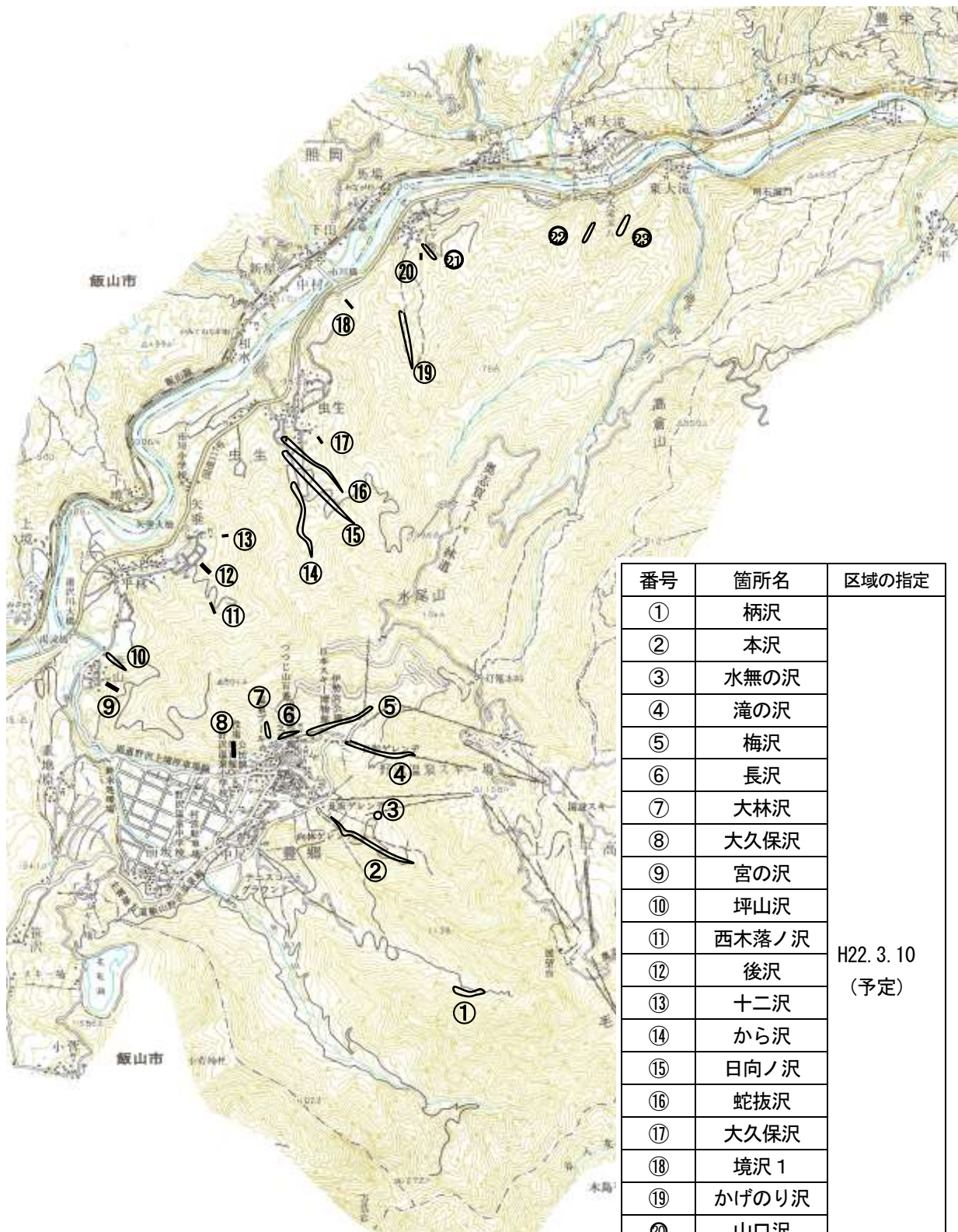
資料18 土砂崩壊危険箇所位置図（農政部所管）



資料19 急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域（建設部所管）



資料20 土石流による土砂災害警戒区域（建設部所管）



番号	箇所名	区域の指定
①	柄沢	H22. 3. 10 (予定)
②	本沢	
③	水無の沢	
④	滝の沢	
⑤	梅沢	
⑥	長沢	
⑦	大林沢	
⑧	大久保沢	
⑨	宮の沢	
⑩	坪山沢	
⑪	西木落ノ沢	
⑫	後沢	
⑬	十二沢	
⑭	から沢	
⑮	日向ノ沢	
⑯	蛇抜沢	
⑰	大久保沢	
⑱	境沢 1	
⑲	かげのり沢	
⑳	山口沢	
㉑	中の沢	
㉒	境沢 2	
㉓	天ヶ沢	

資料21 重要水防区域（建設部所管）

（平成25年現在）

番号	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (箇所)	場所 (目標)	予想される水位 (m)	区分と予想される危険	水防工法
①	千曲川	県	一級	右	B	100(1)	平林(湯沢川合流点下流)	3.5	護岸崩壊 決壊	蛇籠布せ
②	千曲川	県	一級	右	B	100(1)	平林	3.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
③	千曲川	県	一級	右	B	230(2)	矢垂	3.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
④	千曲川	県	一級	右	B	650(2)	七ヶ巻(渡舟場跡上下流)	3.0	護岸高 不足	積土のう
⑤	千曲川	県	一級	右	B	250(1)	東大滝(西大滝ダム下流)	3.0	護岸高 不足	積土のう
⑥	千曲川	県	一級	右	B	800(1)	明石 (索道跡上)	3.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑦	湯沢川	県	一級	左右	A A	25(1) 25(1)	役場下流	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑧	湯沢川	県	一級	左	B	30(1)	真湯橋上 (にじます池付近)	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑨	湯沢川	県	一級	右	A	40(1)	真湯橋上 (にじます池付近)	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑩	湯沢川	県	一級	左右	A A	20(1) 20(1)	温泉寺横	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑪	湯沢川	県	一級	左右	A A	105(1) 105(1)	湯沢川砂防ダム下流	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑫	赤滝川	県	一級	左	B	200(1)	県道赤滝川橋下	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑬	赤滝川	県	一級	右	B	200(1)	県道赤滝川橋下	2.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑭	池の沢川	県	一級	右	B	30(1)	県道池の沢川橋下	1.5	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑮	池の沢川	県	一級	右	B	200(1)	水道貯水池付近 (ヤマメ池跡上下)	1.0	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
⑯	滝ノ沢川	村	準用	左	B	250(1)	日影橋上下流	1.5	護岸等の 決壊	積土俵 蛇籠布せ
計						3,380 (21)				



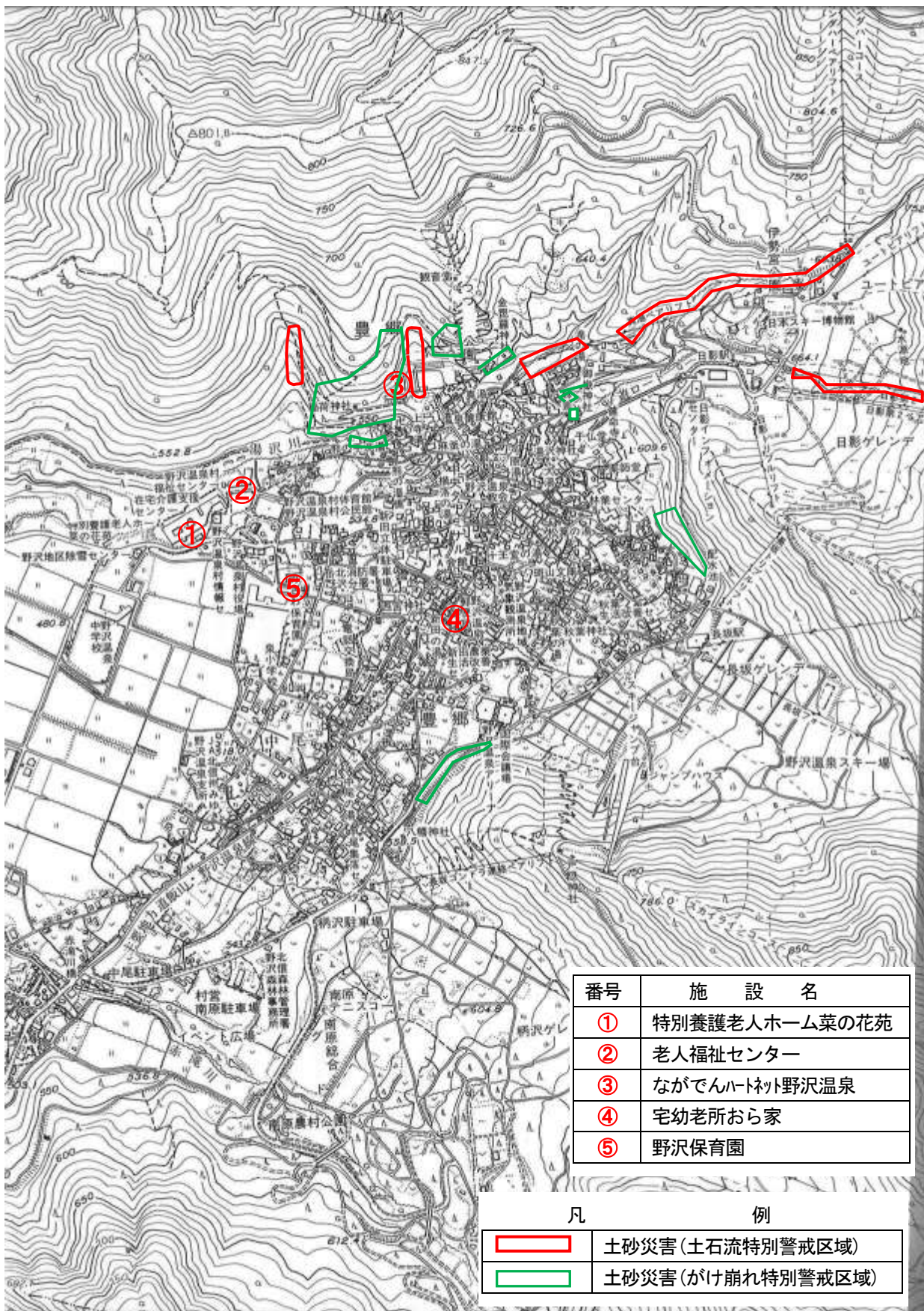
資料23 土砂災害特別警戒区域・警戒区域内の要配慮者関連施設

	関連施設名	住 所	関連施設の管理者	連 絡 先
警戒	特別養護老人ホーム 菜の花苑	大字豊郷 9100-2	野沢温泉村 (福) 村社協	85-4710
警戒	野沢温泉村 老人福祉センター	大字豊郷 8888	(株)ながでんハートネット倶楽部	85-4348 夜間・休日 85-3111(役場宿直)
特別	デイサービスセンターながでんハートネット野沢温泉	大字豊郷 4399	NPO 法人 野沢温泉の夢を結ぶ会	85-5050
警戒	宅幼老所おら家	大字豊郷 4399	NPO 法人 野沢温泉の夢を結ぶ会	85-2277
警戒	のざわ保育園	大字豊郷 9846-5	野沢温泉村	85-2505
警戒	野沢医院	大字豊郷 9323	医療法人 桐の会	85-2010
警戒	大口内科	大字豊郷 8854		85-2252

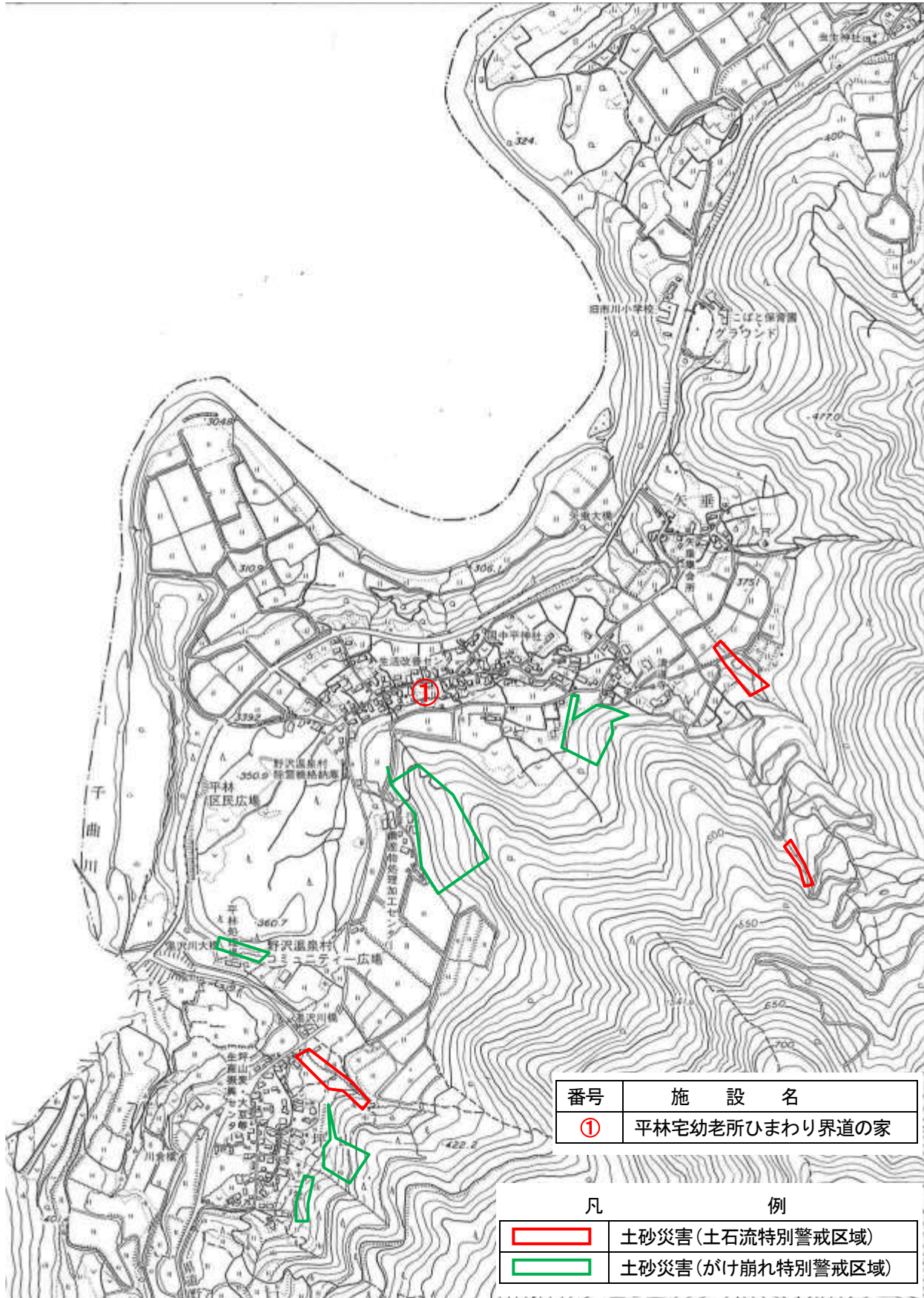
※警戒・・・土砂災害警戒区域

特別・・・土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域・警戒区域内の要配慮者関連施設位置図



土砂災害特別警戒区域・警戒区域内の要配慮者関連施設位置図



## 広域相互応援関係

### 資料24 長野県消防相互応援協定書

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

##### (対象とする災害)

**第2条** この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

##### (地域区分)

**第3条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

##### (代表消防機関の設置及び任務)

**第4条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

#### 第2章 相互応援

##### (応援の種別)

**第5条** この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

##### (応援要請)

**第6条** 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請  
(第1要請を除く。)
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請  
(第1要請を除く。)

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

**第7条** 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

**第9条** この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

**第10条** 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

### 第4章 協議

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

**第12条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 (平成12年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則 (平成15年11月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

## 資料25 長野県市町村災害時相互応援協定（平成23年12月16日改正分）

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置等）

**第2条** 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

**第3条** 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

（1）物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

（2）人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

（3）その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

（4）前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

**第4条** 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

**第5条** 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

**第6条** 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

**第7条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

**第9条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本市	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
伊那	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 資料26 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

**第1条** この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

**第2条** 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
  - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

**第3条** 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
  - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
  - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

**第4条** 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

**第5条** 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

**第6条** 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

**第7条** 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

**第9条** 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

**附 則**

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 緊急輸送関係

## 資料 27 村内及び近隣市村輸送業者一覧表

## 村内業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
のぞわ温泉交通(株)	大字豊郷 9258-8	0269-85-3333
野沢観光タクシー(株)	大字豊郷 9810-1	0269-85-2306

## 近隣市村

市 村 名	業 者 名	所 在 地	電話番号
飯 山 市	飯山陸送(株)	飯山市大字静間 80-1	0269-62-3351
	信越定期自動車(株)飯山営業所	飯山市野坂田 3691-1	0269-62-3175
	信州名鉄運輸(株)飯山営業所	飯山市木島 830-1	0269-62-3155
	更信信州福山通運(株)飯山営業所	飯山市飯山 5331-1	0269-62-3544
	長電バス(株)飯山営業所	飯山市木島 1016-2	0269-62-4131
	飯山観光ハイヤー(株)	飯山市野坂田 1016-2	0269-63-3232
	長野交通(株)戸狩営業所	飯山市照里 1302-1	0269-65-3106
	戸狩ハイヤー(有)	飯山市照里 1348-1	0269-65-2129
	(株)北信濃観光バス	飯山市南町 33-3	0269-63-3737
	みゆきの交通(株)	飯山市飯山 5229	0120-91-0071
ヤマト運輸(株)飯山宅急便センター	飯山市木島 924-4	026-296-2111	
木 島 平 村	日本通運(株)飯山サービスセンター	木島平村上期島 62-2	0269-62-3144
	みゆき野運輸(株)	木島平村穂高 3670-2	0269-82-4416
	(有)森宮運輸	木島平村上木島 23-1	0269-62-199
栄 村	森宮運輸(有)	栄村北信 3585-1	0269-87-2704
	森宮交通(株)	栄村北信 3475-1	0269-87-2736

## 資料28 地震防災災害応急対策用緊急車両一覧表

## 1 野沢温泉村有緊急車両

自動車の名称種別	登録番号	管理者	乗車定員	無線
ポンプ自動車 日野BDG-XZU378M	長野800 さ 9484	第1分団	6	
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンKG-SR8F23	長野800 さ 5371	第1分団	6	
小型動力ポンプ付軽積載車 三菱GBD-U62V改	長野880 あ 586	第1分団	4	
軽積載車 スバルENO7	長野80 あ 671	第1分団	4	
小型動力ポンプ付積載車 トヨタLDF-KDY281	長野830 さ 750	第2分団中尾	6	
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンKG-SR8F23	長野800 さ 6151	第2分団坪山	5	
小型動力ポンプ付積載車 三菱V-U42T改	長野80 あ 758	第2分団重地原	4	
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンKG-SR8F23	長野800 さ 7668	第2分団前坂	5	
小型動力ポンプ付積載車 トヨタLDF-KDY281	長野800 す 648	第3分団平林	6	無線
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンKG-SR8F23	長野800 さ 1939	第3分団虫生	6	無線
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンU-SP8F23改	長野88 さ 9239	第3分団七ヶ巻	5	無線
小型動力ポンプ付積載車 ニッサンKC-SP8F23	長野88 す 1732	第3分団東大滝	6	無線

## 2 緊急車両以外の村有車両

自動車の名称種別	登録番号	管理者	乗車定員	無線
トヨタプリウス	長野300 み 5791	総務課長	5	
トヨタプロボックス	長野501 た 1865	総務課長	5	無線
フソウ ローザ	長野200 さ 1205	総務課長	29	
トヨタハイエース	長野300 の 8753	総務課長	9	
スズキスイフト	長野501 つ 9761	総務課長	5	
トヨタサクシード	長野50 せ 1643	総務課長	5	
スズキアルト	長野50 み 7310	総務課長	4	
トヨタカローラフィルダー	長野500 ね 4534	総務課長	5	
スズキスイフト	長野500 ね 5982	総務課長	5	
トヨタアイシス	長野500 ゆ 820	総務課長	7	
スズキキャリー	長野480 か 5878	総務課長	2	
スズキアルト	長野50 と 1563	総務課長	4	
ホンダアクティ	長野41 せ 5431	総務課長	2	
ホンダストリート	長野41 あ 5231	建設水道課長	4	無線
イズズ4tダンプ	長野100 す 2047	建設水道課長	3	無線
イズズ4tダンプ	長野100 す 2730	建設水道課長	3	
マツダ2tダンプ	長野44 て 741	建設水道課長	3	
ダイハツハイゼット	長野480 い 8809	建設水道課長	2	
キャタピラー	野沢温泉村の699	建設水道課長	1	
コマツメック	長野000 る 659	建設水道課長	2	
コマツ(除雪車)	長野000 る 666	建設水道課長	2	無線
コマツ(除雪車)	長野000 る 605	建設水道課長	2	無線

コマツ（除雪車）	長野00ま1296	建設水道課長	1	無線
コマツ（除雪車）	長野900る400	建設水道課長	2	無線
ニイガタ（除雪車）	長野900る447	建設水道課長	3	無線
ニイガタ（除雪車）	長野900る599	建設水道課長	3	無線
コマツメック（除雪車）	長野900る501	建設水道課長	2	無線
ニイガタ（除雪車）	長野99ま6678	建設水道課長	2	無線
ニイガタ（除雪車）	長野99ま6668	建設水道課長	2	無線
ティーシーエム（除雪車）	長野900る23	建設水道課長	2	無線
コマツ（除雪車）	長野000る213	建設水道課長	2	無線
ニイガタ（除雪車）	長野900る292	建設水道課長	2	無線
ホンダアクティー	長野41そ6720	建設水道課長	2	
ホンダアクティーバン	長野480こ2438	建設水道課長	4	
イズズ	長野88は5412	建設水道課長	3	
ハイゼット	長野480え7846	建設水道課長	4	
コマツ（タイヤドーザー）	野沢温泉村の538	建設水道課長	1	
スズキアルト	長野50に5048	民生課長	4	
ダイハツムーブ	長野50ふ2326	民生課長	4	
イズズ	長野800さ2416	民生課長	2	
ダイハツハイゼットカーゴ	長野480こ2956	教育次長	4	
トヨタコースター（通園バス）	長野200さ737	教育次長	49	
トヨタハイエース	長野300に8752	教育次長	9	
フソウローザ（小学校スクールバス）	長野200さ1293	教育次長	29	
イズズ（中学校スクールバス）	長野200は294	教育次長	57	
トヨタコースター（Jr）	長野22さ5090	教育次長	29	
トヨタステーションワゴン（Jr）	長野33ひ4355	教育次長	5	
ニッサン（給食コンテナ車）	長野11そ7560	教育次長	3	
ニッサンキャラバン	長野58た5015	教育次長	10	
ワドー（除雪機）	SW2712-121469	総務課長	1	
ヤマハ（スノーモービル）	8BE-008867	建設水道課長	1	

## 避難収容関係

資料29 避難施設等一覧表

区 分	場 所	所 在 地	電話番号
■	拠点ヘリポート	柄沢駐車場、ふれあいの森公園	大字豊郷 85-8460
★	物資輸送拠点	野沢温泉国際会議場	大字豊郷6748 85-4567
★	帰宅困難者避難施設	野沢温泉スパリーナ	大字豊郷6748 85-4567
▲	災害対策用ヘリポート	野沢温泉中学校校庭	大字豊郷10144 85-2141
		広見コミュニティー広場	大字平林字広見 85-2422
		市川交流センター広場	大字虫生 85-2710
		虫生活性化センター (物産センターねんりん) 駐車場	大字虫生2383-1 85-4441
◆	長野県緊急消防援助隊野営拠点場所	ちびっこスポーツ広場 (第3駐車場)	大字豊郷5016-4 85-8207

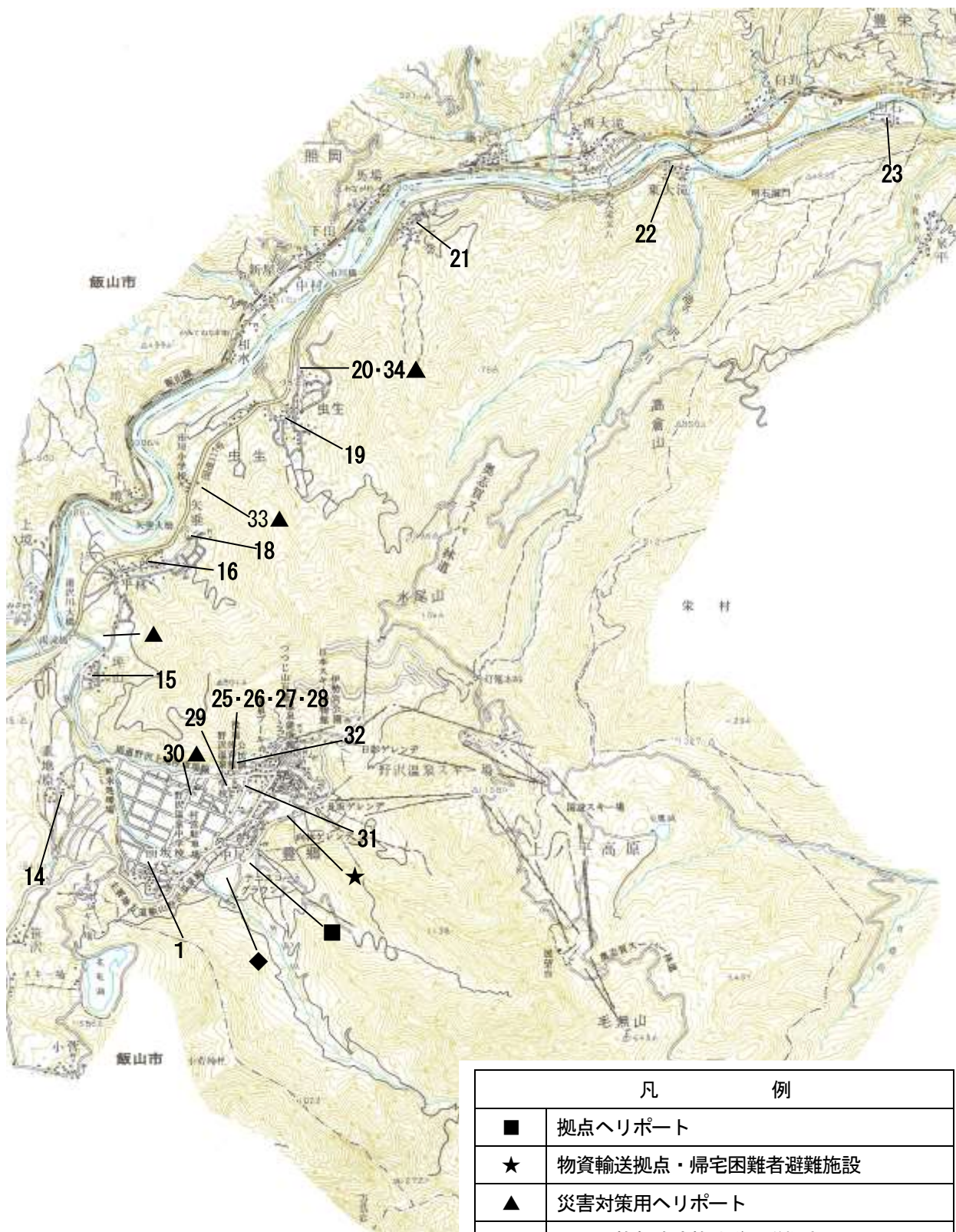
指定緊急避難場所（一次避難施設）※2～13・17・24番は図面表示を省略

番号	名 称	所 在 地	電話番号	構造・階層
1	前坂防雪センター	大字豊郷4717-1		RC造平屋建
2	中尾集落センター	大字豊郷6573-2		RC造平屋建
3	村営南原運動場	大字豊郷字南原		—
4	村営中尾駐車場	大字豊郷5050-2	85-4722	—
5	新田生活改善センター	大字豊郷6762-1		RC造平屋建
6	秋葉生活改善センター	大字豊郷7748-1		木造平屋建
7	林業センター	大字豊郷9332		RC造平屋建
8	麻釜集会所	大字豊郷8750-7		木造平屋建
9	真湯生活改善センター	大字豊郷8852-2		木造平屋建
10	寺湯農業生活改善センター	大字豊郷8935-1		RC造平屋建
11	農村婦人の家	大字豊郷9198-口		木造平屋建
12	村民憩の広場	大字豊郷9817		—
13	野沢温泉小学校校庭	大字豊郷4313	85-2142	—
14	重地原コミュニティーセンター	大字豊郷3143-6		木造平屋建
15	坪山麦、大豆等生産振興センター	大字坪山306		RC造平屋建
16	平林区民センター	大字平林797		木造平屋建
17	平林区民広場	大字平林232-2		—
18	矢垂地域防災センター	大字虫生41-1		木造平屋建
19	虫生集会所	大字虫生1091	85-4324	木造平屋建
20	虫生活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生2383-1	85-4441	RC造平屋建
21	七ヶ巻集会所	大字七ヶ巻389-1		木造平屋建
22	東大滝集落センター	大字東大滝297		木造平屋建
23	明石集会所	大字東大滝834		木造平屋建
24	明石地区駐車場	大字東大滝		—

## 指定避難所（二次避難施設）

番号	名 称	所 在 地	電話番号	構造・階層
25	野沢温泉村役場庁舎	大字豊郷 9817	85-3111	RC造 地上3階・地下2階建
26	野沢温泉村保健センター	大字豊郷 9817	85-3201	RC造 役場地下1階部分
27	野沢温泉体育館	大字豊郷 9167	85-2618	RC造 公民館2階部分
28	野沢温泉村公民館	大字豊郷 9167	85-2618	RC造2階建
29	野沢温泉小学校体育館	大字豊郷 4313	85-2142	RC造2階建
30	野沢温泉中学校体育館	大字豊郷 10144	85-2141	RC造2階建
31	のざわ保育園	大字豊郷 9846-5	85-2505	RC造2階建
32	老人福祉センター	大字豊郷 9100-2	85-4348	RC造平屋建
33	市川交流センター・体育館	大字虫生 336-2		RC造3階建
34	虫生活活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生 2383-1	85-4441	RC造平屋建

資料30 避難施設等位置図



## 資料31 村内及び近隣市町村建設業者一覧表

## 1 村内建設業者一覧表

業者名	所在地	電話番号
(株)野沢総合野沢温泉支店	野沢温泉村大字豊郷 4439-2	0269-85-2014
(有)畔上組	野沢温泉村大字豊郷 4439-1	0269-85-3435
(有)宮崎商店	野沢温泉村大字前坂 8526-3	0269-85-2243
(有)篠田組	野沢温泉村大字平林 1317-4	0269-85-4025
(有)竹井土建	野沢温泉村大字豊郷 9473	0269-85-2268
(有)大倉屋建材	野沢温泉村大字豊郷 9118-2	0269-85-2423
(有)鈴木設備	野沢温泉村大字坪山 337	0269-85-2575
(有)竹栄建設	野沢温泉村大字豊郷 7886-9	0269-85-2314
(有)三興建築	野沢温泉村大字豊郷 9838 - 1	0269-85-3536
(有)松村建築	野沢温泉村大字豊郷 4721	0269-85-2493

## 2 野沢温泉村上下水道指定工事店

市町村名	業者名	所在地	電話番号
野沢温泉村	(株)野沢総合野沢温泉支店	野沢温泉村大字豊郷 4439-2	0269-85-2014
	(有)鈴木設備	野沢温泉村大字坪山 337	0269-85-2575
	(有)宮崎商店	野沢温泉村大字前坂 8526-3	0269-85-2695
	片桐設備	野沢温泉村大字豊郷 7892	0269-85-2466
	よしみ設備	野沢温泉村大字前坂 8400	0269-85-2332
	菜の花設備	野沢温泉村大字豊郷 6731-1	0269-85-4702
飯山市	(株)宮本園	飯山市大字飯山 2283	0269-62-3186
	(有)信濃住設	飯山市大字飯山 1469-3	0269-62-1770
	(有)高澤	飯山市大字常郷 692	0269-65-2043
中野市	中野設備(株)	中野市大字吉田字柿の木742-13	0269-22-4585
	中野土建(株)	中野市西 2-5-11	0269-22-3175
	中野工業(株)	中野市大字新井 6-55	0269-22-5155
長野市	日本ガス工事(株)	長野市三輪 1-1120-1	026-244-1252

資料32 野沢温泉村避難支援プラン全体計画

〔 平成21年10月30日  
告示第147号 〕

目 次

- 1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等） ..... 1
- 2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲） ..... 1
- 3 要援護者情報の収集・共有の方法 ..... 2

### 1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

近年、全国の災害を見ると、高齢者等の災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、野沢温泉村における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

### 2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

野沢温泉村における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

- ・ 障害者のみの世帯の者
- ・ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

### 3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

野沢温泉村は、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ② 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ③ 民生・児童委員からの情報収集により把握する。

#### <Ⅲ 同意方式>

民生・児童委員は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

資料 33 障害者等防災避難マニュアル

# 障害者等防災避難マニュアル

平成21年2月

野沢温泉村

## 目 次

第1章	障害者等防災避難マニュアル策定にあたって	1048
1	障害者等防災避難マニュアルの趣旨	1048
2	障害者等防災避難マニュアルの性格	1048
第2章	日ごろの備え	1049
1	住まいの災害対策	1049
2	非常用持出品の準備と災害に備えた備蓄	1050
3	防災カードの作成	1051
4	避難経路の確認と避難経路図の作成	1051
5	外出時の備え	1052
6	地域の人たちとの交流	1052
7	障害別に応じた日ごろの備え	1053
第3章	災害発生時の対応（共通事項）	1053
1	家の中に居る場合	1054
2	外出中の場合	1054
第4章	災害発生時の対応（障害別に応じた対応）	1056
1	寝たきり等高齢者のために	1056
2	視覚障害のある人のために	15
3	聴覚障害のある人・言語障害のある人のために	16
4	肢体障害のある人のために	17
5	内部障害のある人のために	19
6	知的障害のある人のために	20
7	精神障害のある人のために	21
参 考		
	・防災カード	23

## 第1章 障害者等防災避難マニュアル策定にあたって

### 1 障害者等防災避難マニュアルの趣旨

大規模災害発生時には、障害者や寝たきりの高齢者（以下「障害者等」という。）は、情報の入手や自力での避難が困難なため、大きな被害を受けたり、犠牲者となる可能性が非常に高くなります。

このため、村では、災害が発生した時に、障害者等自身や援護者等が取るべき行動について「障害者等防災避難マニュアル」として策定しました。

より早く、より安全に避難するために、災害に対する理解や関心を深めていただき、このマニュアルに沿った日ごろの備えや普段の心がけをしっかりとしておきましょう。

### 2 障害者等防災避難マニュアルの性格

このマニュアルは、いわゆる災害時要援護者のうちの次の方および災害時にこれらの方を援助する方を対象に、普段の対策や災害発生時に取るべき行動等を示したものです。

- ① 寝たきり等高齢者
- ② 視覚障害者
- ③ 聴覚障害者・言語障害者
- ④ 肢体不自由者
- ⑤ 内部障害者
- ⑥ 知的障害者
- ⑦ 精神障害者

また、このマニュアルは、地震・風水害等自然災害発生時に応用できるものと考えており、これを実行するために、対象者本人や家族等の援助者、さらには一般住民への必要な知識の普及啓発や防災組織づくり（「地域お助け隊」の設置）等を進めていただきたいと思います。

## 第2章 日ごろの備え

災害は、いつやってくるか分かりません。被害が少なくすむよう身の回りの安全対策や災害が発生した場合の避難方法など、日ごろから準備をしておくことが重要です。

また、日ごろから防災対策に関心を持ち、防災に関する知識を高めておくことも大切です。

### 1 住まいの災害対策

#### ① 建物の安全点検と対策

住まいの防災対策の第一は壊れない頑丈なものにすることです。

新潟県中越地震等の被害状況にも見られるように、大規模な地震が起きると、「新耐震基準が制定された昭和56年以前に建築された住宅」に多くの被害が出ると言われています。

このため、昭和56年以前に建てられた建物について、不安であれば耐震診断を行い、危険と診断された場合は、補強工事等の対策を行う必要があります。また、屋根や壁など壊れた状態にしておくと、台風等にあおられ被害が拡大するおそれがありますので、常に、家の点検をするよう心がけます。

なお、建物だけでなく、門柱やブロック塀などの耐震性も点検するようにします。

## ② 家の中の安全対策

- 家具・電化製品の固定
  - ・ 倒れた物などでけがをしないよう、冷蔵庫、タンス、食器棚などの大きな家具類や電化製品は市販の固定金具を使って固定します。
  - ・ 観音開きの戸が開いて中のものが飛び出したり、引き出しが飛び出したりすることを防止するためにストッパーなどを取り付けます。
- ガラスの飛散防止対策
  - ・ 割れたガラスでけがをしないようガラス飛散防止フィルムを貼ったり、ガラスを透明なアクリル板に変えると安全です。
- 収納の工夫や整理整頓
  - ・ タンスなどに収納する場合は、重たい物は下部に、軽いものを上に入れるなどの工夫をし、扉を止め金具で固定します。
  - ・ 災害時の避難通路を想定し、その通路の安全を確認しておきます。
  - ・ 家の出入り口を整理整頓し、避難の妨げになるようなものは置かないようにします。特に、寝室では、頭の方に倒れてこないよう家具類の配置を工夫し、不要な物は置かずに、安全な空間を作ります。
  - ・ タンスなどの上には、重い物や落ちてくると危険なものを置かないようにします。また、棚の上の物が落下しないよう固定します。
- 消火器の設置
  - ・ 消火器は身近な取り出しやすい所に置いておきます。
  - ・ 日頃から、防災訓練に参加するなど、消火器の操作方法を習得しておきます。
  - ・ 消火器の有効期限を確認し、期限切れのものについては消火薬剤の詰め替えをします。

## 2 非常用持出品の準備と災害に備えた備蓄

災害に備えて、すぐに必要なもの、役立つものを非常用持出品として用意しておきます。

また、一般的な防災グッズの他に、自分の障害や病気に関係するものも、必ず用意しておきます。

なお、大きな地震の場合は、救助に時間がかかることが考えられますので、飲料水や食料品などを必ず備蓄しておきます。

- ・ 非常用持出品は、リュックサック（両手が使えるように背中に背負えるものが便利）などに入れてひとまとめにし、いつでも取り出せるように、分かりやすい場所に置いておきます。
- ・ 非常用持出品はいつも同じ所に置き、夜間でも見えるように蛍光テープを貼るなどの工夫をします。
- ・ 1年に何回かは、中身のチェックをします。

### ○ 非常用持出品の主な例

防災頭巾・ヘルメット 食料 飲料水 常用の医薬品  
懐中電灯・乾電池 携帯ラジオ 笛・携帯ブザー・防犯ベル コンパクトな雨合羽  
生活用品（衣類、タオル、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品など）ライター  
軍手 「防災カード」 健康保険証、障害者手帳等のコピー 現金（小銭）  
筆記用具 担架などの移送用具（必要な方） 補装具（必要な方） その他必要なもの等、それぞれの障害に応じて必要なものを用意します。

### ○ 飲料水の備蓄

飲料水は、1人1日3リットルが目安です。最低3日分程度を常備用意しておくようにします。

市販のミネラルウォーターなどは、保存期間が長いものがあります。

### ○ 食糧品の備蓄

チョコレート、乾パン、缶入りご飯、レトルト食品、フリーズドライ食品などを最低3日分を

備え、定期的に取り替えるようにします。

#### ○ 服薬治療中の場合

3日分程度の薬を備えておくことが必要です。かかりつけ医と相談の上、なるべく手持ちがなくなる前に薬をもらうようにしておきます。

また、薬の名前と量、飲み方などを、「防災カード」に書いておきます。

### 3 防災カードの作成

災害が発生した場合は、防災機関等を含む多くの人々が被災する可能性があるため、周囲の人と協力して、「自分の身は自分で守る」という考えが大切です。災害時には、どんな状況下に置かれることになるのか予測がつかないため、障害のある人たちにとって「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を周囲の人たちに的確に伝えるための準備をしておくことが重要です。

このため、「防災カード」等を作成しておき、日ごろから携帯したり、非常用持出袋に入れておきます。

#### ○ 防災カードに記載する項目例

住所、氏名、生年月日、血液型、障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅・家族・親戚・医療機関など）、治療の内容や服用している薬の種類、必要とする支援の内容など

### 4 避難経路の確認と避難経路図の作成

地域の防災対策がどうなっているのか、自分が避難する避難場所や広域避難場所がどこにあるのか、自宅からどのような経路を通っていくのが一番安全なのかなどを事前に実際歩いて確かめておきます。その際、危険な場所や主な目標物などを地図に落として、避難経路図を作成します。

- ・ 狭い道は倒壊物などで通れなくなることがあるため、なるべく広い道を避難経路にしておきます。
- ・ 駐在所、役場、病院などの場所や、危険と思われるブロック塀や、避けた方が望ましい階段や橋を書き込みます。
- ・ 視覚障害者は、目の見える人と一緒にいくつかの経路を実際に歩き、周辺の情報を伝えてもらいながら避難経路を決めると安心です。
- ・ 車椅子を使用する場合は、実際に車椅子で移動してみて、途中の段差や路上の看板など避難時に妨げになるものがないか確認しておきます。

### 5 外出時の備え

外出時には、外出先を家族に伝えておいたり、メモ書きなどで所在が分かるようにしておきます。

また、外出時に災害にあった場合の連絡方法や待ち合わせ場所を家族と話し合っておきます。

外出時には、「防災カード」や災害の情報を知るための携帯ラジオなどを持って、出かけるようにします。また、笛や携帯用ブザーなどは、動けなくなったときに、自分の位置を知らせることができます。

### 6 地域の人たちとの交流

いざという時に、障害者等が安全な場所に避難するためには、周囲の協力は欠かせません。

そのため、地域の人たちと顔なじみになったり、自分の障害を理解してもらうなど、日ごろから交流を深めておき、緊急時にも遠慮なく援助をしてもらえるような関係をつくっておくことが大切です。

また、区長や消防団・近隣の人など特定の人に、災害が発生した時には手助けしてくれるよう、

あらかじめ協力を依頼しておきましょう。

さらに、障害者等の関係団体などに加わり、情報交換を図るのも良いでしょう。

- \* 家族間で、災害等の時の話し合いをしておきましょう。いざという時の連絡方法、避難の仕方、緊急時の対応や役割分担などを決めておくことが大切です。

## 7 障害別に応じた日ごろの備え

### ① 寝たきり等高齢者

- ・ 高齢者の寝室は、倒れたり落ちてくる物が無いよう安全な居住空間を確保し、できるだけ避難しやすい場所を選びます。
- ・ 家族など、日ごろ介助している人が外出している時の災害発生に備え、隣近所の人に万一の際の協力や介助を依頼しておきます。
- ・ 笛やブザーなど、自分で助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけておきます。
- ・ 非常用持出品として紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきます。
- ・ 避難時の移動に備えて、幅広いひも、車椅子、担架、毛布など必要なものを用意しておきます。

### ② 視覚障害のある人

- ・ 家の中の物の配置を常に一定にします。もし、家族が変更したときはすぐに確認し、特に非常用持出袋のある場所は必ず確認しておきます。
- ・ メガネ、白杖（折りたたみ式）、点字板、音声時計や触知式時計など、予備を用意し、非常用持出袋に入れておきます。また、糖尿病、緑内障のある人は、常備薬も持ち出しができるようにしておきます。
- ・ メガネ、白杖、点字板等が地震等で損害を受けたりなくならないよう、いつも身近で安全な一定の場所に置きます。
- ・ ガラスなどが飛散して床が危険な状態が予想されるので、スリッパ、軍手などを用意しておきます。
- ・ 笛やブザー、緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけるようにしておきます。
- ・ 情報入手手段として、ラジオがすぐに利用できるようにしておきます。
- ・ 家族が外出して本人がひとりの場合に備えて、隣近所に万一の際の協力を依頼しておきます。

### ③ 聴覚障害のある人・言語障害のある人

- ・ 補聴器は常に手元に置くとともに、正確な情報を収集するために、緊急連絡先表や筆談に必要なメモ、筆記用具などを身につけます。
- ・ 補聴器や専用電池等は予備を用意し、非常用持出袋に入れておきます。
- ・ 笛やブザー等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけます。
- ・ 家族が外出して本人がひとりの場合に備えて、隣近所に万一の際の協力を依頼するとともに夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか家族や隣近所の人たちと決めておきます。
- ・ 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておくことも、周囲の人に支援を求める場合に大変役立ちます。

〈緊急会話カードの例〉

<p>緊急避難場所に案内してください。</p> <p>私は耳や言葉が不自由です</p>	<p>おそれいりますが、手話通訳者へ連絡していただけますか。</p> <p>私は耳や言葉が不自由です</p>	<p>今、何が起きているのですか？</p> <p>私は耳や言葉が不自由です</p>
---	--	---

④ 肢体障害のある人

- ・ 寝室は、物が倒れたり落ちてこないような安全な居住空間を確保し、できるだけ避難しやすい場所を選びます。
- ・ 歩行補助具は、倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗間になってもわかるようにしておきます。
- ・ 家族など、日ごろ介助している人が外出している時の災害発生に備え、隣近所の人に万一の際の協力や介助を依頼しておきます。
- ・ 笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけておきます。
- ・ 非常用持出品として紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきます。
- ・ 避難時の移動に備えて、幅広いひも、車椅子、担架、毛布など必要なものを用意しておきます。

〈車椅子使用者〉

- ・ 車椅子が通れる幅を常に確保しておき、タイヤの空気圧は定期的に点検します。
- ・ 車椅子が使用できなくなった時のために、それに代わる杖、幅広いひもなどを用意しておきます。
- ・ 雨天や寒冷時に備え、車椅子でも使用可能なカップ等を用意しておきます。

〈電動車椅子使用者〉

- ・ 電動車椅子のバッテリーは、使用后必ず充電し、室温で保管します。
- ・ 補液タイプのバッテリーを搭載する車椅子は、定期的に液量をチェックします。
- ・ 車椅子に内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置きます。

⑤ 内部障害のある人

- ・ 災害等緊急時の対応については、医療機関と相談をしておきます。
- ・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきます。
- ・ 日ごろから服用している薬や特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関にも相談をしておきます。

- ・ 家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法をよく説明し、理解しておいてもらいます。また、「防災カード」には、治療方法や介助の方法をできるだけ詳しくわかりやすく記入しておきます。

〈じん臓機能障害〉

- ・ 日ごろから、通院による透析ができなくなった時に備え、関係団体や医療機関と災害時の対策を具体的に話し合っておきます。
- ・ かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、自分の透析条件を「防災カード」に記入して、非常用持出袋に入れておきます。
- ・ 自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法をしている人は、透析液加湿器のバッテリーの予備や透析液パックを、非常用持出品と同じ場所に置いておきます。

〈ぼうこう又は直腸機能障害（オストメイト）〉

- ・ ストマ装具（最低10日間）、洗腸セット（水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常用持出袋に入れておきます。
- ・ ストマ装具のメーカー・販売店の連絡先を非常用持出袋に入れておき、家族にも連絡先や処理方法を教えておきます。

〈心臓機能障害〉

- ・ ペースメーカーを装着している場合は、機器が故障したときの対応、緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。

〈呼吸器機能障害〉

- ・ 災害時の救急対策について、家族や医療機関、酸素供給業者など関係者と具体的に話し合っておきます。
- ・ 在宅酸素療法をされている場合は、かかりつけの医療機関に酸素の必要度（酸素を使用しなくても大丈夫な日数）などを確認しておくこととあわせてないですみます。
- ・ 濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のポンペは、火気から離れた場所に保管するとともに、倒れないようにしっかり固定しておきます。
- ・ 酸素チューブの配管は、地震が発生した場合でも体にかまれないように工夫して配管してもらいます。
- ・ 人工呼吸器を装着している場合は、電気、水道、ガスなどが止まった場合に備えて、アンビューバック、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておきます。
- ・ 携帯用酸素ボトルを非常用持出袋に入れておきます。
- ・ 吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図るため、ネブライザーを使用する場合は、バッテリーの予備を非常用持出袋に入れておきます。

ちできしょうがい ひと

⑥ 知的障害のある人

- ・ 薬を飲んでいる場合には、薬の種類や飲み方を書いたものを（コピーして）、非常用持出袋に入れておきます。

- ・ 薬を飲んでいる人で、独自に飲み方（たとえばオブラートを使用するなど）を用いる場合

は、その旨を防災カードに書いておきます。

- ・ 身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、そのことを周囲の人たちに理解しておいてもらいます。
- ・ 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけておきます。
- ・ 災害時に、手助けが必要なことを書いた防災カードを身につけたり、身元・連絡先などが分かる名札等を衣服に縫いつけておきます。
- ・ 家族や周囲の人たちは、日ごろから災害についてわかりやすい言葉で具体的に繰り返し説明したり、非難場所に行ってみて場所を憶えておくよう心がけます。

### ⑦ 精神障害のある人

- ・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきます。
- ・ 家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法をよく理解しておいてもらいます。
- ・ 対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を「防災カード」に記載しておきます。
- ・ 日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。

## 第3章 災害発生時の対応(共通事項)

突然襲ってきた災害でパニックにならないよう、防災知識を思い出し、あわてず、冷静に行動することが大切です。

### 1 家の中に居る場合

#### ① 自分自身の安全確保(地震発生の場合)

- ・ あわてて、無理に外に出ようとせず、机、テーブル、布団などの下にもぐって落下物などから身を守ります。
- ・ 座布団、クッションなどで頭を守ります。
- ・ 転倒しそうな家具類やガラス等から離れます。
- ・ 最初の大きな揺れがおさまっても余震があります。避難することができなくなった場合には、一番安全と思われる場所で揺れがおさまるのを待ちます。
- ・ 建物の倒壊により閉じこめられたり、ケガをして動くことができない場合は、決してあきらめずに、外の人に聞こえるように大声を出したり、笛を吹いたり、物をたたいたり、懐中電灯を点滅させるなど、自分の居場所を知らせて助けを求めます。

#### ② 火の始末

- ・ ガスレンジ、ストーブなどの火の気のある器具は、お湯や油がこぼれて大やけどをする恐れもあるので注意して止めます。揺れ始めに消せなければ、大きな揺れがおさまってから消

します。ある程度、揺れがおさまるのを待って、ガスの元栓や電気のブレーカーを閉じます。

- ・ 近くに家族の人がいる場合は、火を止めるよう伝えます。
- ・ ガス漏れの恐れがあるので、火は使用しません。また電気器具がショートし、その火花で引火する恐れもあるので、スイッチ等には触らないようにします。
- ・ もし、ガスの臭いがしたら、出入口や窓を開けて、なるべく早く家の外に出て、隣近所の人に知らせます。

③ 火災発生の場合

- ・ 大きな地震が起こると、火災が発生することがあります。万一、身近なところで火災が発生したら、大声をあげたり、物をたたくなど、隣近所の人に知らせて助けを求めます。
- ・ 自分で火を消すことができないと思ったら、すぐにその場から避難します。
- ・ 避難の際は、煙を吸い込まないように姿勢を低くして、タオルなどを口にあて、左右どちらかの一方の壁を伝って出口に向かいます。

④ 脱出口の確保と避難

- ・ 脱出口を確保するため、出入口のドアをすぐに開け、開けたままにしておきます。
- ・ 家具、電化製品、割れたガラスなどの落下物に注意して、落ち着いて外の様子を確認して避難します。
- ・ 避難勧告や避難指示がでたら、非常用持出袋を持ち、隣近所の人などに避難所まで誘導をお願いし、早めに避難します。
- ・ どこへ避難するかメモを出入口に貼るなど、行き先を明示し、動きやすい服装、底の厚い靴で避難します。

⑤ 情報の収集と自分の状況を伝える

- ・ 携帯ラジオ・テレビ、インターネットなどから情報を入手し、正しい情報に従って行動します。また村の屋外放送等の指示に従って行動します。
- ・ 隣近所の人に、日ごろから情報を伝えてもらえるようお願いしておき、一緒に避難するようにします。
- ・ 災害時は、電話がつながりにくくなるため、「171番 災害用伝言ダイヤル」を利用します。

2 外出中の場合

外出する場合は、「防災カード」を持って出かけます。

万が一、災害に巻き込まれた場合には、あわてないことが大切です。また、周囲の人の支援を求めることを、ちゅうちょしないようにしましょう。

① 道を歩いているとき

- ・ かわらやガラスなどの落下の危険がある建物や、ブロック塀、自動販売機など倒れてくる危険があるものには近づかないようにします。
- ・ 落下物やガラスの破片に気をつけて、カバン等の持ち物で頭や首筋を守ります。
- ・ 一人で避難できない場合には、近くの人に安全な場所まで、一緒に行ってもらうようお願いします。

② 大型店などの建物の中にいるとき

- ・ 大勢の人が集まる場所では、係員の指示や誘導に従います。
- ・ 窓ガラスが割れたり、落下物が飛び込んでくることもあるので、窓には近寄らないようにします。
- ・ エレベーターの使用は避けます。もし、エレベーターに乗っていたら、全ての階のボタンを

押し、停止した階で降ります。途中で止まったら、非常用連絡電話などで、外部と連絡を取ります。

- ・ 階段では、将棋倒しの危険があるので、駆け下りないようにします。
- ・ 停電しても誘導灯や非常照明は点灯するので、あわてて出入口に殺到せず、係員の指示に従います。
- ・ 出入口に殺到する人に巻き込まれてケガをしないように、周囲の人に援助を求めて避難させてもらいます。
- ・ 煙が出たことを知ったときには、ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くしてはうようにして避難します。

### ③ 鉄道、バスなどに乗っているとき

- ・ 出入口に人が殺到することが予想されるので、巻き込まれないように注意します。
- ・ 手すりやつり革、座席にしっかりつかまり、姿勢を低くし、車内アナウンスや乗務員の指示に従い、単独行動はやめます。  
また、途中で止まっても、あわてて車外に飛び出さないようにします。
- ・ ホームでは、時刻表、掲示板、時計、蛍光灯などの落下物に注意し、ベンチの下などに身を隠します。

### ④ 車を運転しているとき

- ・ ハンドルをしっかり握り、急ブレーキを避けて徐々に速度を落とし、道路の左側に停車しエンジンを止めます。
- ・ 道路脇の駐車場や空き地があれば、そこに車を入れます。その際、倒れていたり壊れているものの近くは避けるようにします。
- ・ 周辺の混乱に巻き込まれるおそれがある場合などは、しばらく乗車したままで周囲の状況を見る必要があります。車に乗って停車しているときには、エンジンは切らずに、緊急発進しなくてはならない場合に備えます。
- ・ カーラジオなどで正確な情報を入手します。
- ・ 避難は徒歩が原則なので、避難のために車から離れる場合は、窓を閉めて、キーをつけておきます。（車でしか行動できない場合を除きます。）
- ・ 止めた車から自力で出られなくなった場合には、クラクションをならすなどして、救助を求め、近くの避難所まで誘導してもらいます。

### ⑤ けがをした場合

- ・ けがの程度が重いときは、近くの人に助けを求め、医療機関や警察、消防署などの防災関係機関に連絡してもらいます。
- ・ 街頭で、通行や歩行が困難になったり、けがをした場合は、近くの人に障害がある旨を伝え、必要な援助を求めます。このようなときに「防災カード」が役に立ちます。

## 第4章 災害発生時の対応(障害別に応じた対応)

### 1 寝たきり等高齢者のために

<自分のために>

#### ① 身の安全を守る

- ・ 落ち着いて、座る、はうなど重心を低くしてテーブルなどの下へ身を伏せ、落下物から身を守ります。
- ・ 車椅子やベッドから降りられない人、布団から出られない人などは、少しでも安全な場所

で、助けを待ちます。

- ・ 落ち着いて、緊急通報装置やブザーなどで助けを求めます。

② 非常用持出品の携行

- ・ 大きな災害の場合は、当分の間は医療行為が受けられなくなる可能性があるので、常時薬を飲んでいる人は、自分の病名や普段飲んでいる薬の種類などを書いたリストを作っておきます。
- ・ 入れ歯や老眼鏡、補聴器など日常生活に必要なものは、日ごろから身の回りに置くようにします。

③ 家族の援助

- ・ 家族は避難のための出入口を確保し、幅広いひも等や常備薬などの必需品を入れた非常用持出袋を持って避難します。自分たちで困難なときは、隣近所の人に手助けをお願いします。

<支援する人のために>

① 避難誘導・協力

- ・ 高齢者が閉じこめられたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう、必ず声をかけて安否確認を行う体制をつくります。
- ・ 寝たきり高齢者等を抱える家族から援助の求めがあったときは、すぐにつけ、避難の協力をします。  
また、高齢者等が病気などの異常を発見した場合は、医療機関などへの緊急連絡の協力をします。

② 移動の仕方

- ・ 幅広いひも等でおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させます。
- ・ 1人の場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させます。

## 2 視覚障害のある人のために

<自分のために>

① 身の安全を守る

- ・ 地震が起きたら、まず、身の安全を図るため、身近にある本や座布団などで（何もないときは手で）頭をかばい、身をふせ、落下物から身を守るようにします。
- ・ 外出時は、カバンなどの持ち物（何もないときは手で）などで頭をかばいます。
- ・ 地震後の部屋は、落下物やガラスの破片が飛散していることがあるので、あわてて移動しないようにします。スリッパや厚手の靴下・靴・軍手を身につけ、家の中でも白杖などを使用して安全を確認します。
- ・ ラジオ、テレビなどの情報に注意し、危険を感じる場合は、家族や隣近所の人と一緒に避難します。

② 安全な避難

- ・ 外に出た方がよいかどうかの判断は、とにかく大声で視覚障害であることを告げ、周囲の人に状況を聞いて援助を求めます。
- ・ 災害が起きた時には、電柱やブロック塀が倒れたりして道路上に障害物が増え、いつもと同じように歩行することが困難になります。家族や隣近所の人などに避難誘導をお願いします。
- ・ 誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩くようにします。

<支援する人のために>

- ① 安全確保
  - ・ 地震が起きたら、近くの机の下などにもぐるように指示します。
  - ・ 揺れがおさまったら、家の中の状況を説明し、座布団などで頭を守らせて、転倒、落下物に注意しながら、安全な場所へ避難誘導します。
- ② 避難誘導
  - ・ 大規模な地震の後には、普段と村の様相が変わってしまい、そのため、視覚障害者は、自分で行動することが難しくなります。視覚障害者を見かけたら、声をかけ、周囲の状況を伝え、避難所への誘導を行います。
  - ・ 避難所では、行政からの広報や生活に関する情報は、文字で書かれているものが多いため、その情報を知らせるようにします。
- ③ 誘導の仕方
  - ・ 白杖を持たない方の手で、支援者の肘や肩をつかんでもらいながら半歩前をゆっくり歩きます。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにします。  
路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝えます。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝えます。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝えます。別れる際には、その場から先の状況についても説明します。

### 3 聴覚障害のある人・言語障害のある人のために

<自分のために>

- ① 情報の把握
  - ・ 的確な情報を得ることが大切です。テレビ、文字放送付きラジオ、インターネット、メール携帯電話、また、隣近所の人からの情報などを聞くようにします。
  - ・ 外出している場合は、まわりの人に自分のことを筆談などで伝え、正しい情報を教えてもらうようにします。
- ② 身の安全を守る
  - ・ 落下物などでけがををする恐れがあるときは、あわてて外へ飛び出さないようにします。丈夫なテーブルなどの下に身を伏せ、落下物から身体を守るようにします。
  - ・ 建物内に閉じこめられるなど動けなくなった場合は、笛や携帯用ブザー、あるいは物をたたいて自分の居場所を知らせて助けを求めます。
- ③ 安全な避難
  - ・ 近くにいる人に、聴覚・言語機能障害であることを伝え、必要な援助をお願いし、避難誘導をしてもらいます。
  - ・ 村の放送などで避難の呼びかけがあったときは、必ず伝えてもらうよう隣近所の人をお願いしておき、一緒に避難します。

<支援する人のために>

- ① 安全確保
  - ・ 家の中で地震が起こったら、すぐに、手話、メモ、手振り身振りや「緊急会話カード」などで、机の下にもぐることを指示します。
- ② 情報の伝達
  - ・ 正確に情報を教えることが必要です。  
聴覚障害者は背後の様子をとらえにくいので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図をします。  
中には、正面から口をやや大きく動かし、ゆっくりと話せば理解できる人もいますので、その人に合わせた方法で伝えます。

- ・ 聴覚障害者のコミュニケーションは、それぞれ異なるため、手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人にあった方法で伝える必要があります。

③ 支援に当たって

- ・ 災害の状況が落ち着いたら、安否を確認するとともに情報が正確に伝わっているかどうかを確認します。
- ・ 言語障害者に援助を求められたら、相手の言葉をていねいに聞き取るようにします。聞き取りが困難な場合は、相手にことわってから筆談（メモ書き）にします。
- ・ 電話などの代理を求められたら、進んで援助します。

#### 4 肢体障害のある人のために

##### <自分のために>

① 身の安全を守る

- ・ 地震が起きたら、まず、身の安全を守るため、手や持ち物で頭をおおい、また、近くの丈夫なテーブルの下などへ身を伏せ、落下物から身を守るようにします。
- ・ 車椅子に乗っているときに地震が起きたら、家具などから素早く離れて、安全な場所でブレーキをかけます。
- ・ 転倒しないためには、座る、はうなど姿勢を低くして、近くにつかまるものがあれば、しっかりつかまります。

② 安全な避難

- ・ 災害が起きた時には、道路上に障害物が増え車椅子による通行も困難になるので、家族や隣近所の人などに避難誘導をお願いします。

##### <支援する人のために>

① 安全確保

- ・ 家の中で地震が起こった場合に、自力で移動が困難な人は、頭をおおうようにして、できるだけ出入口に近く、家具などが倒れない安全な場所に移動させます。
- ・ 外出中、障害者を見かけたら、声をかけ、必要な援助を行います。

② 避難誘導

- ・ 消防団や隣近所の方は、災害の正確な情報を伝えたり、出火防止や避難誘導の支援をします。  
日ごろから、いざという時のために避難介護体制を決めておきます。
- ・ 義足や杖などは、濡れたコンクリートや砂の上では滑りやすいので、足下に注意して誘導します。

③ 車椅子での誘導の仕方

段差を越える時は、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車椅子の前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進めます。上る時は車椅子を前向きに、下る時は車椅子を後ろ向きにするのが安全です。

緩やかな坂は車椅子を前向きにして下りますが、急な坂は車椅子を後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにします。

階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動します。

④ 車椅子が使用できない場合の移動の仕方

幅広いひも等でおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させます。

1人の場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させます。

## 5 内部障害のある人のために

### <自分のために>

- ① 身の安全を守る
  - ・ あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化や急性心不全を引き起こすおそれがあります。周囲の状況を確認し安全な場所へ移動し援助を待つようにします。
  - ・ 避難勧告などが出された場合は、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受けるようにします。
- ② 非常用持出袋の携行
  - ・ 大きな災害が起こると、当分の間は医療行為が受けられなくなる可能性があるため、必要な医薬品や医療器材などを常に備えておくとともに、かかりつけの医療機関と相談し、支援を受けられる医療機関のリストを作っておきます。
  - ・ いざという時のために、あらかじめかかりつけの医療機関から応急の医療的な対処の仕方や、医療機関に行けなくなった場合にどうしたらよいかを聞いておきます。
- ③ 安全な避難
  - ・ 在宅酸素療法をしている人は、酸素吸入をいったん止めて、火災の危険性がないことを確認します。火災が発生している場合は、酸素吸入を止めて安全な場所へ移動します。
- ④ 支援の依頼
  - ・ 内部に障害のある人は、外見からはわかりにくいいため、避難所などでは、周囲の人に早めに自分の状況や生活上の注意事項などを伝えておきます。

### <支援する人のために>

- ① 緊急時の連絡と対応
  - ・ 家族は、医療機関への連絡や指示の伝達、それに基づいた行動の援助、協力ができるようにしておきます。
  - ・ 障害のある人から依頼があったときは、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けます。
- ② 避難所での支援
  - ・ 酸素が必要な人、定期的に人工透析が必要な人、人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人などは、災害時に医療行為が受けられなくなると生命に関わる人がいるため、医療行為が必要な場合には、早急に受け入れ病院の確認や移送手段の確保をします。
  - ・ 自分で器具の消毒をしたり、器具の交換をする人もいますので、手当をすることのできる清潔なスペースを設けます。
  - ・ 身体の状態によっては、食事の栄養制限をしなければならない方もいるので本人に確認します。

## 6 知的障害のある人のために

### <自分のために>

- ① 身の安全を守る
  - ・ 地震が起きたら、身近にある本や座布団などで（何もないときは両手で）頭を守ります。

- ・ 揺れがおさまるまで、近くのテーブルや机の下に隠れます。
- ・ 閉じこめられたり、動けなくなったりしたら、笛や声あるいは物をたたいて、自分がそこにいることをみんなに知らせて助けを呼びます。
- ・ 火事が起きたら、大声で知らせましょう。

② 非常用持出品の用意

- ・ 大きな災害が起きると、病院に通えなくなることがあります。いつも薬を飲んでいる人は、医者薬の種類を聞いて、防災カードに書いておきます。

③ 安全な避難

- ・ 地震の後は、落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っているので、靴を履きます。
- ・ 避難する時には、家族や隣近所の人たちと一緒にいきます。
- ・ 道に倒れている物は、危険ですのでさわらないようにします。

<支援する人のために>

① 安全確保

- ・ 地震が起こったら、机の下などへもぐるよう、手を引いて移動させます。
  - ・ 「防災カード」、笛やブザーを携帯するようにさせます。
  - ・ 災害時の不安から大声や異常な行動がでて、大騒ぎしたり本人を叱ったりしないようにします。
- ただし、危険な場所に近づくような場合は、強い言葉で叱ってでも危険から遠ざけます。

② 避難誘導

- ・ 努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。
- ・ 言葉の内容が理解できる人には、「ここにいるとけがをするから一緒に行こう」など、具体的な言葉をかけて誘導します。
- ・ 言葉の内容がよく理解できない人には、手を引くか、軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないように優しく誘導します。

7 精神障害のある人のために

<自分のために>

① 安全な避難

- ・ 混乱して自分で決められないときは、隣近所の人たちに誘導をお願いし避難します。

② 非常用持出品の準備など

- ・ 大きな災害が起こると、当分の間は医療行為が受けられなくなる可能性があるので、常備薬を飲んでいる人は、自分の病名や普段飲んでいる薬の種類などを書いたリストを作っておきます。
- ・ かかりつけの医療機関と相談し、いざという時に支援を得られる医療機関のリストを作っておきます。

③ 支援の依頼

- ・ 避難所でのストレスなどで、調子を崩すことがあるので、常時服用している薬は、忘れずに飲みます。
- ・ 落ち込みやイライラ、不安、幻覚、妄想などが出たり、眠れない時は、早めに相談して、必要な手当てを受けるようにします。

<支援する人のために>

① 安全確保

- ・ 地震が起こると、机の下などにもぐるよう手を引いて移動します。
- ・ 災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり本人を叱ったりしないようにします。  
ただし、危険な場所に近づくような場合は、強い言葉で叱っても危険から遠ざけます。

② 避難誘導

- ・ 努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。
- ・ 必ず誰かが付き添い、手を引くか、軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないように優しく誘導します。

③ 支援の依頼

- ・ 急激な環境の変化に適応できず、感情が高ぶりイライラして落ち着かなかったり、状況に合わせた行動ができない人がいるので、地域の人や友人が親身になって、相談に応じるようにします。

## 防 災 カ ー ド

地区名

ふりがな 氏 名		男 女	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生
住 所	野沢温泉村大字			
電話・FAX		血 液 型		
医療保険	1. 健保    2. 国保    3. 共済    4. その他 (            )			
障害者手帳	1. 身障手帳 (    種    級) 2. 療育手帳 (区分    ) 3. 精神障害者保健福祉手帳 (    級) 4. 手帳なし			
緊急時の 連絡先 ①	ふりがな 氏 名		関 係	
	住 所			
	電話・FAX			
緊急時の 連絡先 ②	ふりがな 氏 名		関 係	
	住 所			
	電話・FAX			
特記事項				

日ごろの 通所場所 など (所属してい る団体など)	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
かかりつけ の医療機関 など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の 疾患や治療 内容など		
使用薬・用 量・服薬上 の注意		
補装具・医 療的ケアに 必要な器具	器 具 名	
	メーカー名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
必要とする 援助		

# 災害時における行動マニュアル

平成21年2月

野沢温泉村民生児童委員協議会

目 次

1	災害時における行動マニュアルの策定にあたって	1
2	連絡・情報伝達・報告体制	2
3	要援護者の対応	3
(1)	安否確認	3
(2)	区との連携	4
4	避難所における役割	5
5	その他全般的なこと	5

1 災害時における行動マニュアルの策定にあたって

近年、地震や台風による災害が多発しており、大勢の方々がその災害の犠牲者となっています。その中で、特に寝たきりの高齢者や援助が必要な障害者（以下「要援護者」という。）が情報の入手や自力での避難が困難なため、大きな被害を受けたり犠牲者となる可能性が非常に高くなっています。

このため、災害が発生した時に、要援護者をより早く、より安全に避難させるために、災害に対する理解や関心を深めるとともに、民生児童委員の日頃からの備えと災害時の対応を「災害時における行動マニュアル」として策定しました。

2 連絡・情報伝達・報告体制  
(省略)

3 要援護者の対応

(1) 安否確認

○ 出動基準

- ・ 地震〔参考：村では、震度4以上で総務課、建設水道課、観光産業課等の関係職員の招集〕  
震度4で安否確認を実施し、異常の有無を連絡員に報告する。  
(震度4未満の時は、各自適宜に安否を確認し、異常を発見した場合のみ報告する。)
- ・ 台風〔参考：村では、状況により消防団及び職員の招集〕  
消防団の出動命令が発令された場合、又は、必要と判断した場合は安否確認を行う。
- ・ その他  
非常事態の発生に注意をし、テレビ・ラジオ等のニュースや村の情報等から、必要に応じ安否確認等を行う。

○ 日常的な対応

- ・ 要援護者の隣近所の人と情報交換するなど連携を深め、時々安否を確認してもらう。
- ・ 隣近所の人に、要援護者の行動パターンの把握を依頼し、家にいる時間帯を把握してもらう。
- ・ 民生児童委員は、あらかじめ要援護者の隣近所から情報を収集しておく。
- ・ 弱者世帯等から民生児童委員等（隣近所）へ日頃外出時に知らせる家（人）を作るようお願いしておく。
- ・ 隣近所だけでなく、民生児童委員も時々確認に出向く。
- ・ 要援護者の親戚等への連絡先を聞いておく。
- ・ 民生児童委員は、弱者等の個人カード又は台帳を作成しておく。

(2) 区との連携

○ 区における民生児童委員の役割と位置づけ

- ・ 区長の指示で役員、ボランティア等が救助等に当たるが、民生児童委員も区の役員として活動する。
- ・ 民生児童委員は、区とのつながりを大切にする。

○ 日常的な対応

- ・ 緊急通報が設置してある世帯を区長に内密に報告しておく。
- ・ 総括は区長とするが、各隣組で要援護者と援護者を決めて、隣組長だけでも詳しい状況を把握しておき、災害時の安否確認にも当たってもらえるようにしておく。
- ・ 個人ごとのリストを作成し、必要な者について区に提供しておく。
- ・ 民生児童委員が、区の役員に加われるところは加わる。加われないところは、必要に応じて協

力依頼をしておく。

- ・ ひとり暮らし高齢者の隣近所で、安否確認をしてもらえるよう区に提言する。

#### 4 避難所における役割

- ① 高齢者及び児童への声かけをしたり、話し相手になる。(心配ごとや悩みごとへの精神的支え)
- ② 食事の世話をする。(要介護者への食事の気配り)
- ③ 支援物資の調達、運搬、配布を手伝う。(民生児童委員であることの身分証明(腕章)の着用)
- ④ 高齢者のトイレ、入浴の世話をする。
- ⑤ 体調変化への対応を行う。
- ⑥ 注意事項等の伝達を行う。
- ⑦ 村、区、社会福祉協議会等との連絡調整及び情報収集に当たる。
- ⑧ 連絡会議等へ積極的に参加し、情報収集に当たる。
- ⑨ 避難所の環境整備に努める。

#### 5 その他全般的なこと

- ① 要援護者の現状把握を行う。
- ② 避難場所の周知と誘導方法の検討をしておく。
- ③ 年1回は、避難訓練を実施する。
- ④ 民生児童委員の日頃の活動に、腕章、ヘルメット・写真付身分証明書を用意しておく。
- ⑤ 災害の程度により民生児童委員としての支援に限界があるので、村及び区等に支援対策を要望しておく。
- ⑥ 避難所に看板等の表示をしてくれるよう、村に要望しておく

## 食料品等の調達供給関係

### 資料 35 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日78総食第294号  
総合食料局長から関東農政局長あて

一部改正 平成19年3月30日18総食第1369号

災害救助法（昭和22年法律第118号）の発動に伴う米穀の供給については、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号（需給・経理）食糧庁長官通知）に基づき、実施してきたところである。

今般、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」（平成17年10月28日農林水産大臣決定）が定められたことに伴い、同計画に基づき、国民保護法が発動された場合に備蓄米穀等を都道府県知事に対し緊急的に供給できる体制を整備した。

ついては、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う備蓄米穀等の緊急引渡手続について、別紙のとおり制定することとしたので了知願いたい。

また、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付け61食糧第120号（需給・経理）食糧庁長官通知）については、廃止する。

#### 別 紙

#### 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

##### 第1 趣 旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事

との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長等が（1）により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

- (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
  - ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡しで差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」

という。)に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官(以下「分任物品管理官」という。)が発行する荷渡指図書(出庫証を含む。以下同じ。)は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課(以下「地域課等」という。)との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない(荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。)と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等(地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。)に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず

保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

- (イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

- (ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

#### エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

#### オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

### 第4 売買契約書の整備

- 1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

### 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

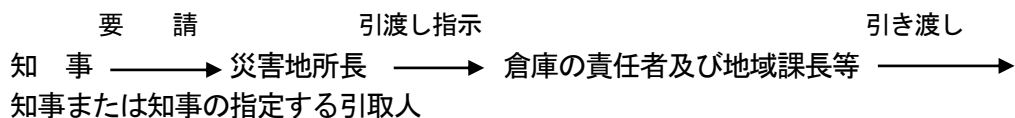
- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付で荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
  - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
  - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
  - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

(参 考)

食糧の緊急連絡体制

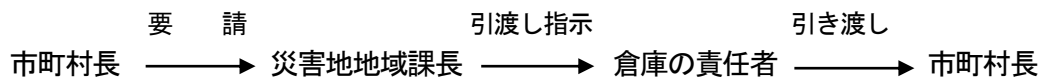
災害救助用米穀等の緊急連絡体制「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日18総食第294号）

1 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつく場合

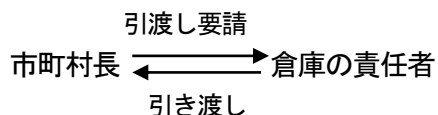


2 地方農政事務所本所と倉庫及び農政事務所地域課との間の連絡がつかない場合

ア 市町村長から地域課長等に対して緊急引渡しを要請する場合



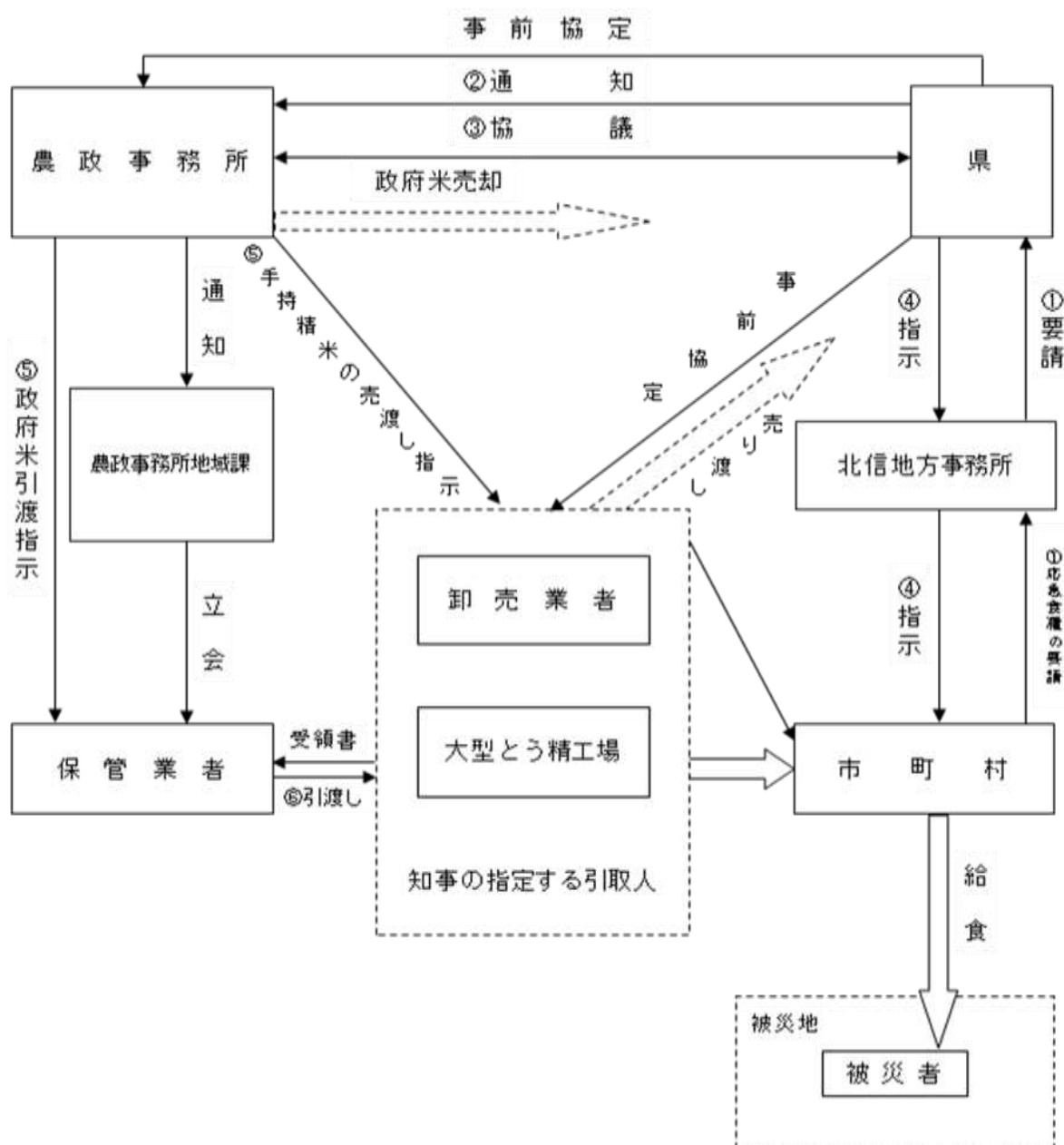
イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合（農政事務所地域課長等との連絡不可能）



## 災害救助用米穀等の緊急引取要領

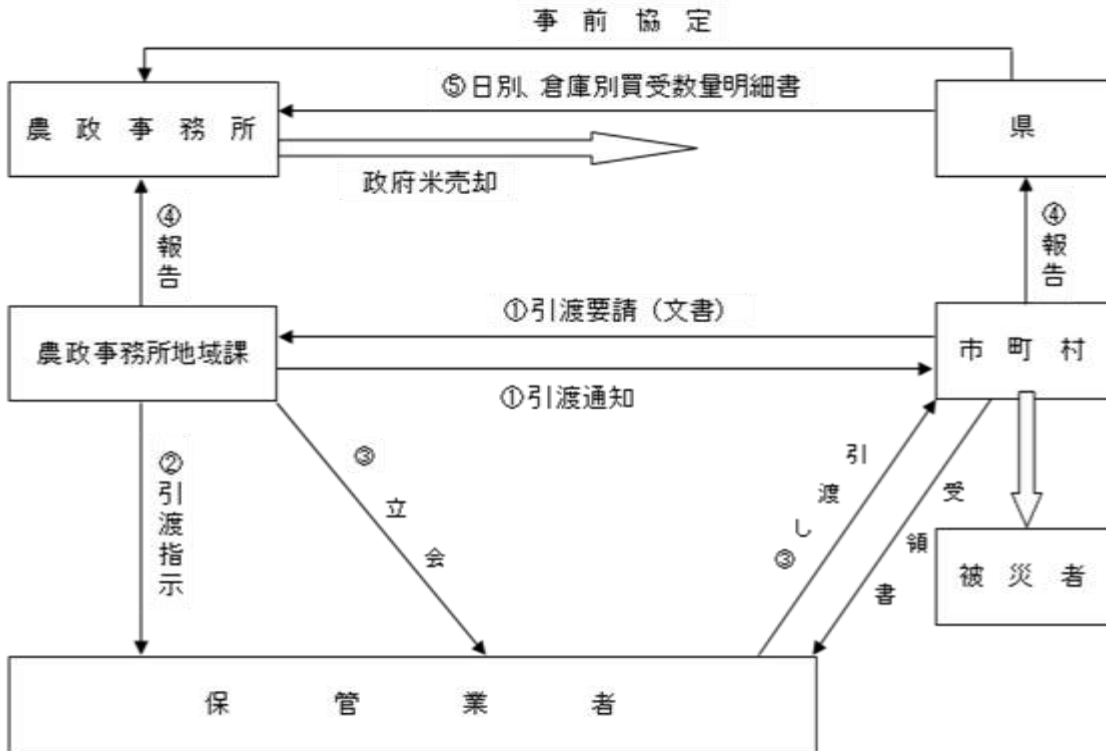
資料 36 応急用米穀の供給に関する図表

1. 通常の供給（災害救助法が適用された場合も含む）

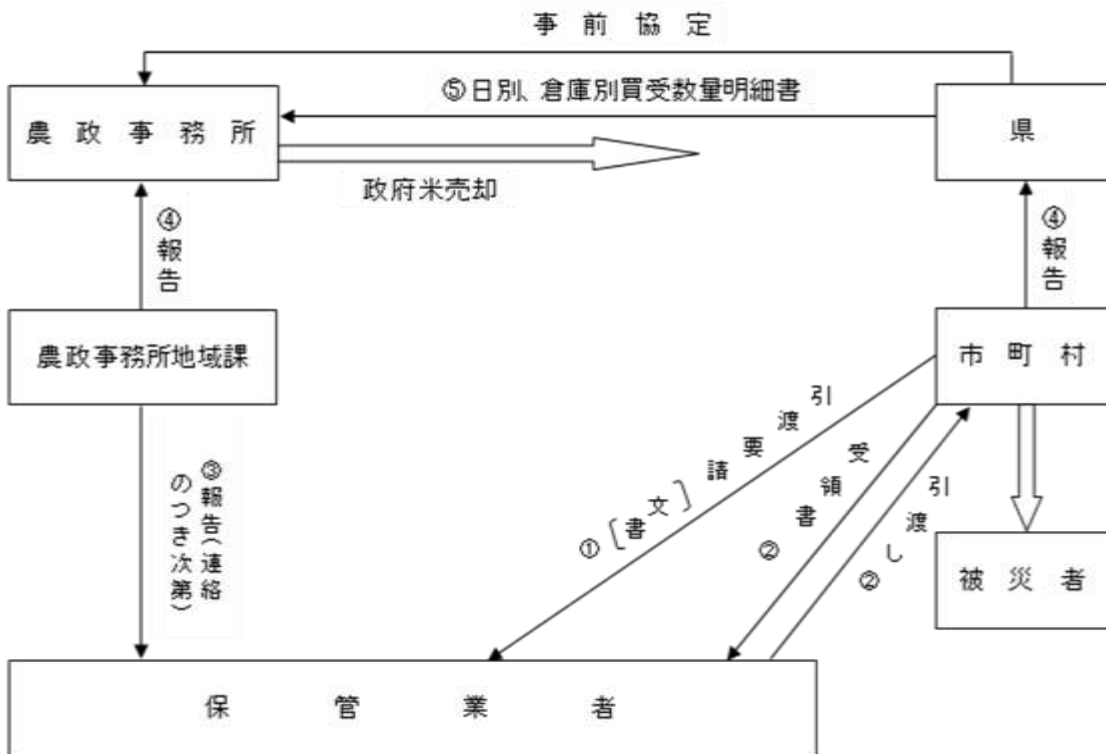


2. 緊急措置による供給（県及び食糧事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から食糧事務所支所長に対し要請する場合



(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



## 危険物施設関係

資料 37 野沢温泉村管内危険物施設別数及び品別数量調査表

(貯蔵所)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施設名	施設数	品名	数量
屋外タンク貯蔵所	6	第二石油類	289,000ℓ
		第三石油類	38,178ℓ
屋内タンク貯蔵所	8	第二石油類	27,758ℓ
地下タンク貯蔵所	90	第二石油類	862,968ℓ
		第三石油類	123,572ℓ
移動タンク貯蔵所	8	第一石油類	17,000ℓ
		第二石油類	
		第三石油類	
屋内貯蔵所	1	第一石油類	400ℓ
		第二石油類	200ℓ

(取扱所)

施設名	施設数	品名	数量
給油取扱所	3	第一石油類	72,056ℓ
		第二石油類	66,220ℓ
		第四石油類	3,600ℓ
給油取扱所 (自家用)	10	第一石油類	58,450ℓ
		第二石油類	315,738ℓ
一般取扱所	6	第二石油類	124,960ℓ
		第三石油類	7,600ℓ

通信施設関係
--------

資料 38 野沢温泉村防災行政無線配置表

呼び出し名称	配 置 場 所	車携帯種別	所 属
のざわおんせんむら 1	役 場	基地局 10W	総 務 課
2	役 場	携 帯 1W	総 務 課
3	役 場	携 帯 1W	総 務 課
4	役 場	携 帯 1W	総 務 課
5	役 場	携 帯 1W	総 務 課
6	役 場	携 帯 1W	建設水道課
7	役 場	携 帯 1W	建設水道課
8	役 場	携 帯 1W	建設水道課
9	役 場	携 帯 1W	建設水道課
10	役 場	携 帯 1W	総 務 課
11	役 場	携 帯 1W	総 務 課
12	役 場	携 帯 1W	総 務 課
20	ロータリー (18NR301)	車 載 10W	建設水道課
21	ストリート	車 載 10W	建設水道課
22	4t ダンプ (21)	車 載 10W	建設水道課
23	タイヤドーザー (15WA200)	車 載 10W	建設水道課
24	ロータリー (21NR82)	車 載 10W	建設水道課
25	タイヤドーザー (篠田組)	車 載 10W	建設水道課
26	タイヤドーザー (22WA200)	車 載 10W	建設水道課
27	タイヤドーザー (WA300 森林組合)	車 載 10W	建設水道課
28	タイヤドーザー (篠田組)	車 載 10W	建設水道課
29	タイヤドーザー (11L26)	車 載 10W	建設水道課
30	ロータリー (25NR302)	車 載 10W	建設水道課
31	総務課プロボックス 1865	車 載 10W	総 務 課
32	タイヤドーザー (WA300 森林組合)	車 載 10W	建設水道課
33	タイヤドーザー (20WA270)	車 載 10W	建設水道課
34	第3分団積載車 (虫 生)	車 載 10W	消 防 団
35	第3分団積載車 (平 林)	車 載 10W	消 防 団
36	タイヤドーザー (5WA200)	車 載 10W	建設水道課
37	タイヤドーザー (23WA200)	車 載 10W	建設水道課
38	第3分団積載車 (七ヶ巻)	車 載 10W	消 防 団
39	第3分団積載車 (東大滝)	車 載 10W	消 防 団
40	4 t ダンプ (22)	車 載 10W	建設水道課
41	ロータリー (8NR656)	車 載 10W	建設水道課

116	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
117	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
118	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
119	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
のざわおんせんむら 120	第2分団 (坪 山)	携 帯 1W	消 防 団
121	第2分団 (坪 山)	携 帯 1W	消 防 団
122	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
123	第1分団	携 帯 1W	消 防 団
124	第3分団 (平 林)	携 帯 1W	消 防 団
125	第3分団 (平 林)	携 帯 1W	消 防 団
126	第3分団 (虫 生)	携 帯 1W	消 防 団
127	第3分団 (虫 生)	携 帯 1W	消 防 団
128	第2分団 (中 尾)	携 帯 1W	消 防 団
129	第2分団 (中 尾)	携 帯 1W	消 防 団
130	第3分団 (七ヶ巻)	携 帯 1W	消 防 団
131	第3分団 (七ヶ巻)	携 帯 1W	消 防 団
132	第3分団 (東大滝)	携 帯 1W	消 防 団
133	第3分団 (東大滝)	携 帯 1W	消 防 団
134	第2分団 (前 坂)	携 帯 1W	消 防 団
135	第2分団 (前 坂)	携 帯 1W	消 防 団
136	第3分団 (明 石)	携 帯 1W	消 防 団
137	第3分団 (明 石)	携 帯 1W	消 防 団

## 建築物関係

## 資料39 業態別防火対象物

(平成25年3月31日現在)

区分	消防法施行令別表第1項目別	対象物数
1	イ 劇場、映画館、観覧場他	
	ロ 公会堂、集会場	10
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ他	
	ロ 遊技場、ダンスホール	
3	イ 待合、料理店他	
	ロ 飲食店	25
4	百貨店、マーケット、店舗他	14
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所	300
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	22
6	イ 病院、診療所、助産所	2
	ロ 老人福祉施設、児童福祉施設	4
	ハ 幼稚園、盲・聾・養護学校	
7	小・中・高等学校、各種学校他（プール更衣室含む）	4
8	図書館、博物館、美術館他	1
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場他	
	ロ 公衆浴場	1
10	車両の停車場、船舶、航空機の発着場	7
11	神社、寺院、教会他	3
12	イ 工場、作業場	42
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
13	イ 自動車車庫、駐車場	14
	ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫	
14	倉庫	25
15	前各項に該当しない事業場	44
16	イ 複合用途防火対象物（1項～4項、5項イ、6項、9項イ）	102
	ロ イ以外の複合用途防火対象物	35
16の2	地下街	
16の3	準地下街	
17	重要文化財、重要有形民俗文化財	
18	延長50メートル以上のアーケード	
19	市町村長の指定する山林	
20	自治省令で定める舟車	
合計		655

## 資料40 村内の文化財消火栓配備状況

## 1 野沢温泉村指定

区 分	名 称	所 在 地	消火栓等設置状況
史 跡	丸石積	大字平林宮浦 821-イ	消火栓 1 基
史 跡	岡の峰遺跡	大字豊郷岡の峰 4078	無
史 跡	西浦城跡	大字平林山田 330-口	無
史 跡	館城土塁	大字平林宮浦 821-イ	消火栓 1 基
名 勝	麻釜	大字豊郷麻釜 714-2	消火栓 2 基 防火水槽 1
天然記念物	平林のナラカシワ	大字平林浦町 498-1	消火栓 3 基 防火水槽 2
天然記念物	虫生のオオバボダイジュ	大字虫生江口 1009-口	消火栓 1 基
天然記念物	湯沢神社の大スギ	大字豊郷湯沢 9310	消火栓 3 基 防火水槽 1
天然記念物	清道寺のシダレザクラ	大字平林久保 869	消火栓 1 基 防火水槽 1
名 勝	つつじ山百番観音	大字豊郷 8898-1 他	消火栓 1 基
有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	大字豊郷八幡下 6519	消火栓 1 基 防火水槽 1
天然記念物	矢垂十二社大明神の雌株のイチヨウ	大字虫生字矢垂山 233-1	消火栓 1 基 防火水槽 1
有形文化財	湯沢神社本殿	大字豊郷湯沢 9310	消火栓 3 基 防火水槽 1
有形文化財	湯沢神社奉納額	大字豊郷湯沢 9310	
有形文化財	中尾の十王堂	大字豊郷八幡下 6639-口	
有形文化財	河野仙右衛門の和算資料	大字豊郷湯沢 9592-イ	

## 災害記録関係

### 資料 41 過去の主な災害記録

(1) 建物火災（昭和49年以降：被害額300万円以上）

災害年月日	被害地域及び状況
昭和49年11月2日	豊郷 病院・旅館
昭和52年5月6日	豊郷 商店
昭和53年1月25日	豊郷 エノキ小屋
昭和53年6月24日	豊郷 食堂
昭和55年12月4日	豊郷 倉庫
昭和56年1月1日	平林 住宅
昭和58年9月7日	平林 住宅
昭和62年11月13日	東大滝 住宅
平成2年5月30日	東大滝 住宅
平成13年4月16日	上ノ平 飲食店
平成14年12月9日	平林 住宅
平成22年4月22日	豊郷 住宅
平成23年6月2日	豊郷 住宅
平成23年6月21日	豊郷 旅館
平成23年7月14日	豊郷 アパート

(2) 林野火災

災害年月日	被害地域及び状況	被害面積 (㎡)
昭和52年5月20日	豊郷 7368-イ-4	4,000
昭和59年5月18日	平林 689-1	509.19
平成4年5月4日	豊郷 8617-1 (北ノ入)	370
平成6年5月7日	東大滝 50-イ	2,604
平成7年5月13日	豊郷 10545-2	350
平成8年5月17日	豊郷 8838-1 つつじ山	1,500
平成14年4月29日	七ヶ巻 1065-1	678
平成18年4月29日	豊郷 10099	3,153
平成20年5月1日	豊郷 4932-1	280

(3) 自然災害

年月日	原因	被害地域	被害状況
1847. 3. 24 (弘化4年)	善光寺大地震	全 村	M7.4 湯沢神社の二十三夜塔倒れる、前坂で地割れ、平林で2戸倒壊、東大滝でしばらく小屋がけ、寺湯の温度下がる

1886. 7. 23 (明治19年)	信濃川筋・信越国境地 震	全 村	M6.1 野沢の温泉とまる
1896. 7. 22 (明治29年)	大雨による洪水水害	市川地区	平林で約25町歩冠水 東大滝の河原の水田大部分流失
1910. 8. 11 (明治43年)	千曲川増水水害	明石地区	尻玉地籍大部分流失
1912.	局地地震	野沢地区	中震程度 気象台に記録なし 柱の壁にかくれた白い部分が見える程度
1914. 8. 13 (大正3年)	集中豪雨水害	野沢地区	湯沢水系、赤滝水系被害
1919. 3. 29 (大正8年)	越後中部地震	全 村	M5.6 野沢温泉地方で強震。温泉湧出し口の閉止したものあり、 石垣崩壊、天井墜落等の軽微な被害あり
1921. 1. 20 (大正10年)	弥助沢表層雪崩	野沢地区	被害記録なし
1923. 9. 1 (大正12年)	関東大震災		
1926. 7月 ～8月 (大正15年)	干 害	全 村	雨少なく干害
1927. 5. 1 (昭和2年)	霜 害	全 村	長野県全域にわたり霜害
1929. 5. 6 (昭和4年)	霜 害	全 村	長野県北部霜害
1933. 6月 ～9月 (昭和8年)	干 害	全 村	雨少なく干害
1934. 9. 21 (昭和9年)	室戸台風	全 村	山地に風倒木多く、屋根の被害が多い
1945. 10. 4 ～11 (昭和20年)	降雨水害 農地の水害大	市川地区	常盤平・外様平一面の湖となる
1947. 9. 15 (昭和22年)	カスリーン台風	全 村	村降水量 92mm
1948. 5. 27 (昭和23年)	降ひょう	全 村	農作物被害あり
1948. 9. 16 (昭和23年)	アイオン台風 千曲川増水	市川地区	村降水量 85mm
1949. 8. 31 (昭和24年)	キティー台風 千曲川増水	市川地区	村降水量 99mm
1949. 9. 22 (昭和24年)	全県豪雨	市川地区	千曲川増水
1950. 9. 3 (昭和25年)	ジエーン台風	全 村	午後10時村最大風速 21m

1951. (昭和26年)	霜 害	全 村	農作物に被害あり
1951. 7. 6 ~17 (昭和26年)	梅雨末期大雨	市川地区	千曲川増水
1953. 6. 9 (昭和28年)	台風第2号	市川地区	千曲川増水
1957. 7. 20 (昭和32年)	梅雨前線豪雨	市川地区	千曲川増水
1958. 9. 17 (昭和33年)	台風第21号豪雨水害	野沢地区	野沢降水量 89mm 野沢でも大正3年以来の大被害
1959. 8. 14 (昭和34年)	台風第7号水害 千曲川大洪水	全 村	野沢降水量 113.3mm 水田等 57ha 冠水、湯沢川氾濫 床下浸水 10世帯
1959. 9. 26 (昭和34年)	台風第15号風害 (伊勢湾台風)	全 村	野沢最大風速 25m 家屋の屋根被害、山地風倒木多
1961. 6. 29 (昭和36年)	梅雨前線豪雨水  害地すべり災害	全 村  真湯地区	野沢降水量 27日 32.3mm、28日 64.8mm、 29日 88.4mm、30日 66.5mm 道路 55箇所、農地等 被害額 30,000千円 山林1ha 湯沢川に落ち氾濫 被害額 200千円
1961. 9. 16 (昭和36年)	台風第17号風害 (第2室戸台風)	全 村	野沢最大風速 25m 住宅全壊 5戸、住宅半壊 25戸、 住宅一部破損 200戸、 非住宅全壊 5棟、農作物被害 75ha 被害額 41,800千円
1964. 6. 16 (昭和39年)	新潟地震	全 村	M7.5 野沢では最近最甚の地震
1965. 8. 3~ (昭和40年)	松代群発地震	全 村	1976年まで松代で有感地震63,097回 全エネルギーはM6.4に相当 当村で顕著な被害なし
1965. 9. 10 (昭和40年)	台風第23号風害	全 村	野沢最大風速 22m 死亡 1名、住宅一部破損 160戸 非住宅一部破損 87戸、公共建物一部破損 8件 農作物被害 348ha 被害額 47,787千円
1965. 9. 17 (昭和40年)	台風第24号水害	全 村	野沢最大風速 20m 野沢降水量 166mm 農作物、公共土木施設等 被害額 12,213千円
1969. 7. 5 (昭和44年)	集中豪雨水害	全 村	野沢降水量 100mm 村内小河川洪水

1971. 9. 6 ~7 (昭和46年)	秋雨前線豪雨災害	全 村	野沢降水量 5日 42mm、6日 54mm 農林関係被害額 4,028千円 河川被害額 8箇所 33,250千円 道路被害額 3箇所 7,046千円
1975. 4. 17 ~26 (昭和50年)	融雪災害	全 村	融雪状況 期間中24cm消雪 26日最高気温 23.8度 河川被害額 4,800千円 道路被害額 10,000千円
1975. 6. 9 (昭和50年)	大雨・降ひょう災害	全 村	村降水量 42mm 午後3時半頃、村一帯で雷雨とともに直径2cm位のひょうが降り、大きな被害となった。 9日最高気温 26.9度 被害額 農業用施設 2箇所 3,000千円 農作物 30.5ha 9,803千円
1975. 6. 10 (昭和50年)	大雨災害	全 村	村降水量 12mm 被害額 河川 22,100千円
1975. 7. 3 ~13 (昭和50年)	梅雨前線豪雨災害	全 村	村降水量 146mm(12日 74mm) 梅雨も末期に近づき、長野県下を梅雨前線が低気圧を伴い北上を始め、3~13日にかけて断続的に大雨が降った。 被害額 林業関係 13,300千円 道路 2箇所 3,450千円
1976. 2. 28 ~29 (昭和51年)	融雪災害	全 村	融雪状況 最高気温 13.6度 28~29日消雪 27cm 日本海を東進した低気圧のため暖かい南風が流れ込み、特に東北信地方の気温が上昇した。 被害額 林道 1箇所 61m 4,100千円 道路 1箇所 18,000千円
1976. 7. 18 (昭和51年)	大雨災害	全 村	村降水量 18日 58mm 19日 113mm 被害額 農地 4箇所 7,000千円 林道 1箇所 100千円 河川 10箇所 8,100千円
1976. 5月 ~10月 (昭和51年)	冷 害	全 村	夏期における北極地方の極うずの勢力は、過去30年間で最も強く、またベーリング海の海面水温が例年より低いため寒気が日本列島に流れ込み、県下は低温が続き、水稻等不作の年となった。 被害額 農作物 206ha 69,758千円

<p>1977. 1月 ～3月 (昭和52年)</p>	<p>豪雪災害</p>	<p>全 村</p>	<p>上層 5,500mには、年末以来中国東北部から沿海州付近にかけて-40℃以下の大型の強い寒気団が居座り、日本列島に連続的に寒波を送り込んだ。県の北部では連日のように雪が降り続いた。</p> <p>雪の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>降雪</th> <th>積雪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1/18</td><td>55cm</td><td>88cm</td></tr> <tr><td>19</td><td>57</td><td>136</td></tr> <tr><td>20</td><td>63</td><td>164</td></tr> <tr><td>21</td><td>95</td><td>188</td></tr> <tr><td>22</td><td>85</td><td>236</td></tr> <tr><td>23</td><td>70</td><td>272</td></tr> <tr><td>24</td><td>—</td><td>270</td></tr> <tr><td>25</td><td>30</td><td>238</td></tr> <tr><td>26</td><td>44</td><td>248</td></tr> <tr><td>27</td><td>25</td><td>260</td></tr> </tbody> </table> <p>1/14 虫生以北雪崩のため孤立 1/24 飯山市雪降しのため県道通行止め(村孤立) 1/24～28 自衛隊派遣される。</p> <p>虫生以北、孤立のため雪上車により、農作物・生活物資の輸送</p> <p>村の被害</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>死者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>重傷者</td><td>4名</td></tr> <tr><td>軽傷者</td><td>3名</td></tr> <tr><td>住宅一部破損</td><td>3棟</td></tr> <tr><td>住宅床下浸水</td><td>3棟</td></tr> <tr><td>非住宅一部破損</td><td>6棟</td></tr> </tbody> </table>	月日	降雪	積雪	1/18	55cm	88cm	19	57	136	20	63	164	21	95	188	22	85	236	23	70	272	24	—	270	25	30	238	26	44	248	27	25	260	死者	1名	重傷者	4名	軽傷者	3名	住宅一部破損	3棟	住宅床下浸水	3棟	非住宅一部破損	6棟
月日	降雪	積雪																																														
1/18	55cm	88cm																																														
19	57	136																																														
20	63	164																																														
21	95	188																																														
22	85	236																																														
23	70	272																																														
24	—	270																																														
25	30	238																																														
26	44	248																																														
27	25	260																																														
死者	1名																																															
重傷者	4名																																															
軽傷者	3名																																															
住宅一部破損	3棟																																															
住宅床下浸水	3棟																																															
非住宅一部破損	6棟																																															
<p>1977. 3.23 ～25 (昭和52年)</p>	<p>融雪災害</p>	<p>全 村</p>	<p>村融雪状況</p> <p>23日最高気温 10.8度 23日降水量 14mm</p> <p>低気圧が南北にのびる深い気圧の谷を形成しながら日本付近を通過、全県的に気温が上り、昇温と降雨で融雪災害が発生</p> <p>被害額</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>河川</td><td>4箇所</td><td>6,300千円</td></tr> <tr><td>道路</td><td>3箇所</td><td>38,250千円</td></tr> </tbody> </table>	河川	4箇所	6,300千円	道路	3箇所	38,250千円																																							
河川	4箇所	6,300千円																																														
道路	3箇所	38,250千円																																														
<p>1978. 1月 ～3月 (昭和53年)</p>	<p>豪雪災害</p>	<p>全 村</p>	<p>最高積雪深 308cm 最高降雪深 110cm</p> <p>村の被害</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>重傷者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>軽傷者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>住宅一部破損</td><td>2棟</td></tr> <tr><td>住宅床上浸水</td><td>1棟</td></tr> <tr><td>住宅味下浸水</td><td>20棟</td></tr> </tbody> </table>	重傷者	2名	軽傷者	1名	住宅一部破損	2棟	住宅床上浸水	1棟	住宅味下浸水	20棟																																			
重傷者	2名																																															
軽傷者	1名																																															
住宅一部破損	2棟																																															
住宅床上浸水	1棟																																															
住宅味下浸水	20棟																																															

1978. 5. 1 ～2 (昭和53年)	融雪災害	山間部	1日、日本海の低気圧に向かって南から暖かい空気が流れ込み、全県的に気温が上がった。 最高気温(村 28度)は平均より8～9度高く、7月中旬並の暑さ、また夜は寒冷前線が県内を通過し、昇温と降雨で残雪地帯で融雪災害が発生 被害額 農道 1箇所 5,000千円 林道 1箇所 23m 2,801千円 河川 1箇所 2,500千円
1978. 7月 ～8月 (昭和53年)	干害	全村	梅雨は平年より12日早く明け、その後晴天が続き毎日のように30度を超す猛暑となった。 被害額 農作物 21.9ha 34,928千円
1979. 7. 2 (昭和54年)	梅雨前線豪雨災害	全村	村降水量 113mm 湯沢川寺湯地区で越水 被害額 農地・施設 20件 38,000千円 農作物 0.2ha 379千円 治山 7箇所 0.76ha 20,700千円 林道 7箇所 87m 3,172千円 道路 2箇所 18,000千円
1980. 8. 1 ～10.31 (昭和55年)	冷害	全村	8月を中心に低温、多雨、日照不足の異常気象が続いた。 このため、加工トマト、きゅうり等農作物に被害が発生 被害面積 30%以下 186.8ha 30%以上 35.0ha 被害額 68,328千円
1981. 1. 1 ～4.30 (昭和56年)	56豪雪災害	全村	村最高積雪量 316cm 村最高積雪深 100cm 56.1.8 豪雪対策本部設置 村の被害 重傷者 3名 軽傷者 1名 住宅一部破損 3棟 住宅床下浸水 4棟 非住宅全壊・半壊 4棟
1981. 8. 22 ～23 (昭和56年)	台風第15号	全村	須坂市で土石流惨事 村総降水量 119mm 1時間最大降水量 19mm 被害額 農地・施設 15件 22,000千円 農作物 17.4ha 8,038千円 治山 1件 1,000千円 林道 2箇所 3,200千円 河川 13箇所 82,300千円 道路 2箇所 3,020千円 道路施設 6,498千円 観光施設 100千円

1981. 9. 3~4 (昭和56年)	台風第18号災害	全 村	農作物災害
1982. 7. 9 ~10 (昭和57年)	豪雨災害	市川地区	被害額農業関係 12,000千円 林業関係 770千円
1982. 8. 1 (昭和57年)	台風第10号災害と梅 雨前線及び低気圧に よる豪雨災害	全 村	村総降水量 75mm 重地原物置屋根破損 水田冠水 14.97ha 被害額 農業関係 44,520千円 公共土木 12,600千円 観光その他 6,088千円
1982. 9. 11 ~13 (昭和57年)	台風第18号災害	全 村	櫛川堤防決壊 村総降水量 201mm 湯沢川、赤滝川護岸崩れる。 渡舟場待合所(桑名川)流出 市川地区水田冠水 被害額 農業関係 547,961千円 林業関係 350千円 公共土木 289,050千円
1983. 7. 23 ~26 (昭和58年)	梅雨前線豪雨災害 (昭和58年7月豪雨)	全 村	村降水量 25日 97mm 東大滝・七ヶ巻間の県道山側方面崩落のため通行止め 消防団12名出動 被害額 農業関係 7,000千円 公共土木 5,600千円 教育関係 1,800千円
1983. 9. 28 ~29 (昭和58年)	台風第10号災害	全 村	飯山市柏尾地区で堤防決壊 村降水量 27日 17mm 28日 118mm 千曲川沿岸の農地冠水、渡舟施設流出～廃止 被害額 農業関係 72,100千円 公共土木施設 182,700千円
1984. 1月 ~5月 (昭和59年)	59豪雪災害	全 村	12月中旬から3月上旬にかけて強い寒気が日本付近に 次々と入り、北部県境地方を中心に強い雪が断続した。 2月4日 12:00 豪雪対策本部設置 2月9日 10:00 豪雪災害対策本部に切替え 2月9日 積雪 340cm 災害救助法適用を受ける。 救助実施世帯数 79 最大積雪深 344cm 最大降雪深 74cm 村の被害 重傷者 5名 住宅一部破損 3棟 住宅床上浸水 2棟 非住宅全・半壊 6棟

1984. 5. 31 (昭和 59 年)	豪雨災害	全 村	午後から雷雨となり、当村は局地的な集中豪雨に襲われた。 村降水量 (15 時、21 時) 43mm 被害額 農業関係 10,000 千円
1985. 1 月 ～4 月 (昭和 60 年)	60豪雪災害	全 村	最大積雪深 284cm 最大降雪深 101cm 59. 12. 29 豪雪対策本部設置 村の被害 死 者 1 名 重傷者 5 名 非住宅全・半壊 2 棟 被害額 教育関係 7,112 千円
1985. 7. 1 (昭和 60 年)	台風第 6 号災害	全 村	村降水量 6 月 30 日 59mm、7 月 1 日 58mm 増水により東大滝堤防一部破損。消防団13名出動 被害額 農業関係 13,193 千円 林業関係 2,000 千円 河川 4,000 千円 道路 12,700 千円
1985. 7. 4 ～14 (昭和 60 年)	梅雨前線豪雨災害	全 村	3～9 日の降水量 181mm 被害額 農業関係 5,000 千円 林業関係 1,000 千円
1985. 7 月 ～9 月 (昭和 60 年)	高温・干ばつ	全 村	7. 12～9. 5 の村総降水量 57mm 被害額 農業関係 16,583 千円
1986. 9. 2 ～3 (昭和 61 年)	台風第15号	全 村	2～3 日の降水量 118mm 豪雨災害 被害額 農業関係 21,000 千円 公共土木 40,400 千円
1988. 6. 16 (昭和 63 年)	降ひょう災害	前坂地区 坪山地区	午後 4:30 降ひょうによりアスパラガスに被害発生 被害額 3,931 千円
1988. 11. 29 ～30 (昭和 63 年)	風害、降ひょう災害	全 村	取入れ前の野沢菜に被害発生 被害額 36,000 千円
1989. 4. 28 ～29 (平成元年)	低温、降霜	全 村	農作物に被害発生 被害額 2,261 千円
1989. 7. 20 ～22 (平成元年)	雷 雨	全 村	1 時間最大雨量 35mm 農業関係被害額 6,000 千円
1989. 9. 19 ～20 (平成元年)	台風22号	全 村	18～20 日の降水量 121mm 豪雨災害 被害額 公共土木 28,000 千円
1990. 4. 30 (平成 2 年)	凍霜害	全 村	農作物に被害発生 被害額 9,072 千円

1990. 10. 26 ～27 (平成2年)	豪雨	全 村	26日夜半～27日昼過ぎの降水量 70mm超 農作物に被害発生 被害額 農業関係 9,000千円
1991. 7. 31 ～8. 1 (平成3年)	豪雨	全 村	1時間最大雨量 8月1日 22mm 被害額 農業関係 10,000千円
1991. 8. 30 ～31 (平成3年)	台風14号	全 村	1時間最大降水量 20mm 被害額 農業関係 1,000千円 林業関係 3,394千円 公共土木 22,000千円
1991. 9. 27 ～28 (平成3年)	台風19号	全 村	強風による被害 被害額 農業関係 3,235千円
1994. 7月 ～9月 (平成6年)	干ばつ	全 村	少雨と高温による被害 被害額 農業関係 5,463千円
1995. 4. 22 ～23 (平成7年)	融雪災害	市川地区	三陸沖で急速に発達した低気圧から伸びる前線と、この前面を先行する高気圧との間で気圧の傾きが大きくなり、強い南よりの風が吹いた。 被害額 農業関係 20,000千円
1995. 7. 11 (平成7年)	梅雨前線豪雨災害	全 村	11日 日降水量 102mm 1時間降水量 21mm 床下浸水 6棟 被害額 農業関係 18,230千円 林業関係 250千円 公共土木施設 141,000千円
1995. 11. 9 (平成7年)	風雪害	野沢地区	8日、低気圧が北海道北部で猛烈に発達し、強い冬型となり、9日には上空に真冬並みの寒気が流れ込み大雪となった。 最深積雪 18cm 被害額 農業関係 2,940千円
1996. 6. 24 ～26 (平成8年)	梅雨前線豪雨災害	市川地区	25日 日降水量 84mm (3日間で119mm) 1時間降水量 13mm 被害額 農地・農業用施設 5,000千円 公共土木施設 64,000千円
1996. 7. 3 (平成8年)	豪雨・ひょう	野沢地区	1時間降水量 26mm 床下浸水 4棟 被害額 農作物等 1,706千円
1997. 7. 16 ～17 (平成9年)	梅雨前線豪雨	市川地区	日降水量 16日 21mm 17日 64mm 被害額 農業関係 7,086千円
1998. 9. 15 ～16 (平成10年)	集中豪雨 (台風5号)	上ノ平地区、 市川地区	16日 1時間降水量 25mm 日降水量 119mm 被害額 農地等 13,000千円 公共土木施設 60,500千円

1998. 9. 15 ~16 (平成 10 年)	台風7号	全 村	風害 その他被害 150 千円
1999. 8. 16 (平成 11 年)	集中豪雨	湯沢川流域、 池ノ沢川流域 他	上ノ平地区 1時間降水量 67mm 床下浸水 1戸 被害額 農業関係 17,224 千円 林業関係 88,619 千円 公共土木施設 224,200 千円 都市施設 3,000 千円 商工関係 100 千円 観光施設 58,400 千円
2004. 10. 23 (平成 16 年)	新潟県中越地震	全村	中越地震による被害 野沢温泉村震度4
2004. 8. 15 ~16 (平成 16 年)	集中豪雨	全 村	1時間降水量 39mm 日降水量 162mm 床下浸水 15戸 被害額 河川関係 30,000 千円 道路関係 40,000 千円 橋梁関係 10,000 千円
2005. 8. 16 (平成 17 年)	集中豪雨	全 村	1時間降水量 44mm 日降水量 110mm 床下浸水 15戸 被害額 農業関係 54,000 千円 水路関係 21,000 千円 道路関係 36,000 千円 林道関係 2,000 千円 観光施設 6,000 千円 宅地等 500 千円
2005. 12. 10 ~2006. 2 (平成 18 年)	豪雪災害 (平成 18 年豪雪)		最大積雪深 336cm(1月9日) 最大降雪深 89cm(1月4日) 18.1.4 豪雪対策本部設置(18.1.7 災害救助法適用 村の被害 一時避難者 2名 負傷者 5名(内重傷4名) 建物被害 5棟他軽微損壊多数
2007. 7. 16 (平成 19 年)	新潟県中越沖地震	全村	中越沖地震による被害 野沢温泉村 震度4 村内の石積み一部破損
2011. 3. 11 (平成 23 年)	東日本大震災	全村	東日本地震による被害 野沢温泉村 震度4
2011. 3. 12 (平成 23 年)	長野県北部地震	全村	北部地震による被害 野沢温泉村 震度5弱 停電 約250戸 上水道 上ノ平地区 断水 東大滝地区 濁りにより飲料水供給 明石地区 濁りにより飲料水供給

			<p>坪山地区 濁りにより飲料水供給                  下水道 東大滝地区 処理場支柱等破損                  明石地区 処理場水槽脱落等により使用中止                  全戸に簡易トイレ設置                  道路 村内数ヶ所で亀裂、崩落等                  スキー場 長坂ゴンドラ 終点トラックレール破損、                  搬器20台脱落、窓破損等                  やまびこフォア 終点緊張装置破損等                  やまびこ第2フォア 起点扉破損、                  終点緊張装置破損等                  上ノ平フォア 終点駅舎下コンクリート破損、                  終点緊張装置破損等                  レストハウス 厨房天井崩落、                  客席天井一部崩落</p> <p>被害額 水道関係 33,915 千円                  農業関係 182,860 千円                  道路関係 15,210 千円                  学校関係 7,038 千円                  観光施設 109,517 千円</p>
2012. 2. 3～ 3. 19 (平成 24 年)	豪雪災害 (平成 24 年豪雪)	全村	<p>最大積雪深 330cm(2月3日)                  最大降雪深 98cm(1月26日)                  24. 1. 29 豪雪警戒本部設置                  24. 2. 3 豪雪対策本部設置 (24. 3. 19 廃止)                  24. 2. 1 災害救助法適用 (24. 2. 3 告示、24. 3. 29 終了)                  村の被害 負傷者 6名                  建物倒壊 3棟 損壊 1棟 床下浸水 2棟</p>

## その他

### 資料 42 災害時における稲城市と野沢温泉村の協力に関する協定書

稲城市（以下「甲」という。）と野沢温泉村（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対する救護等を実施するため、甲乙相互の応援体制に関し、下記のとおり協定する。

#### 記

（趣旨）

**第1条** この協定は、甲又は乙の区域内において地震、台風その他の災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害を含む。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における甲乙相互の救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

**第2条** この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- （5）災害援助ボランティアの斡旋
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

**第3条** 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

**第4条** 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。
- 3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請した甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

**第5条** 応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援経費の負担)

**第6条** 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (2) 第2条第1号から第3号までに規定する物資、機材、車両及び施設の調達に要する経費は、被応援側団体が負担する。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は原則として被応援側団体が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(災害補償等)

**第7条** 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側団体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援側団体への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

**第8条** 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

**第9条** 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年7月30日

甲 東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市長 石川 良一

乙 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地

野沢温泉村長 河野 幹男

### 資料 43 災害時における野沢温泉村と野沢温泉村内を受け持つ郵便局の協力に関する協定書

野沢温泉村（以下「甲」という。）と野沢温泉村内を受け持つ郵便局（以下「乙」という。）は、野沢温泉村内に大規模な災害が発生した場合における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、野沢温泉村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- （2） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所としての提供
- （4） 甲又は乙が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

**第3条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 前条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義を生じたときは、甲、乙双方が協議し、負担すべき額を決定する。

（野沢温泉村災害対策本部への参加）

**第5条** 甲は、野沢温泉村災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 乙は、甲の要請により甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（連絡責任者）

**第9条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては野沢温泉村総務課長、乙においては、野沢温

泉郵便局長とする。

(協 議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

(適 用)

**第11条** この協定は、平成11年1月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成11年1月1日

甲 野沢温泉村長 久保田 哲 夫

乙 野沢温泉村内受け持ち郵便局  
代表 野沢温泉郵便局長 森 勤

**資料 44 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書**

野沢温泉村長 久保田 哲夫（以下「甲」という）と生活協同組合コープながの理事長 米原 俊夫（以下「乙」という）は、野沢温泉村において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

**（協力事項の発動）**

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

**（応急生活物資供給の協力要請）**

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

**（応急生活物資供給の協力実施）**

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

**（応急生活物資）**

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

**（応急生活物資供給の要請手続）**

第5条 甲から乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

**（応急生活物資の運搬）**

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

**（応急生活物資の取引）**

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

**（費用）**

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

**（広域的な支援体制）**

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成13年7月4日

甲 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地  
野 沢 温 泉 村  
村 長 久保田 哲 夫

乙 長野市篠ノ井御幣川668番地  
生活協同組合コープながの  
理事長 米 原 俊 夫

別表 1

優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>★容器入り水・飲料</li> <li>★パン（菓子パン・調理パン・食パン）</li> <li>★牛乳（L・Lその他）</li> <li>★果物（バナナ他）</li> <li>★レトルト食品（ごはん・おかず類）</li> </ul>
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●缶詰（イージーオープン）</li> <li>●ハム・ソーセージ</li> <li>●インスタントラーメン</li> <li>●バター・ジャム</li> <li>●緑茶・コーヒー・紅茶</li> <li>●米</li> <li>●粉ミルク</li> <li>●電池</li> <li>●懐中電灯</li> <li>●ローソク</li> <li>●マッチ・簡易ライター</li> <li>●軍手</li> <li>●ポリバケツ</li> <li>●飲料用ポリタンク</li> <li>●カセット式ガスコンロ及びボンベ</li> <li>●紙コップ・紙皿</li> <li>●トイレットペーパー</li> <li>●洗剤・石けん</li> <li>●紙おむつ</li> <li>●生理用品</li> <li>●濡れティッシュ</li> <li>●ゴミ袋</li> <li>●運動靴</li> <li>●下着・靴下</li> <li>●タオル</li> <li>●毛布</li> <li>●蚊取り線香（夏季）</li> <li>●使い捨てカイロ（冬季）</li> </ul>

- (1) ★印「優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

## 資料45 災害時における応急対策業務に関する協定

野沢温泉村長（以下「甲」という。）と(有)篠田組、(有)竹井土建、(有)畔上組、(株)野沢総合野沢温泉支店、(有)宮崎商店、(有)鈴木設備（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関して次のとおり協定する。

### （業務の内容）

第1条 甲が乙に実施する業務は、甲が必要と認める施設等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）とする。

### （担当区域）

第2条 甲と乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、あらかじめ乙の担当区域を定めておくものとする。

また、甲は、大規模災害等、応急対策業務に支障が出ると予想された場合は、乙以外の関係団体、又は建設業者に協力を要請し、担当区域を定めることができるものとする。

2 災害の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、担当区域の変更ができるものとする。

### （建設資機材）

第3条 乙は、あらかじめ甲に稼働可能な、保有する建設資機材、労力（以下「建設資機材」という。）を把握し、毎年、年度当初に甲へ報告しておくものとする。

### （実施要請）

第4条 甲は村内の応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し、応急対策業務の内容等をできるだけ具体的に要請するものとする。

2 甲は、乙との連絡がつかない場合で、乙が緊急に応急対策業務の必要があると自主判断したときは、甲の要請があったものとみなすものとする。

3 乙は、前2項の規定に基づく要請等あったときは、速やかに応急対策業務を実施させるものとし、各々、甲に出動内容等報告するものとする。

### （業務の実施）

第5条 甲から応急対策業務の実施を指示された業者は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 乙各々は、応急対策業務に従事する現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

### （業務の指示）

第6条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が指示し、乙の各々はその指示に従うものとする。

なお、第4条第2項の規定により、応急対策業務を実施した場合には、乙各々はその結果を速やかに甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

第7条 乙は、各々応急対策業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、財務規則の規定に基づく手続きにより、応急対策業務にかかる経費を実施した業者に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策業務の実施に際し、乙が損害を被った場合は補償に関し甲と乙は協議し決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めていない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と、乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成19年1月1日から適用する。

この協定を証するため、本書を7通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年 1月 1日

甲 野 沢 温 泉 村 長 河野 幹男

乙 (有) 篠 田 組 社 長 篠田 秀人  
(有) 竹 井 土 建 社 長 竹井 富雄  
(有) 畔 上 組 社 長 畔上 茂夫  
(株)野沢総合野沢温泉支店長 野崎 真好  
(有) 宮 崎 商 店 社 長 宮崎 茂  
(有) 鈴 木 設 備 社 長 鈴木 幸憲

## 資料 46 災害時における電気の保安に関する協定書

野沢温泉村(以下「甲」という。)と財団法人中部電気保安協会 長野支部(以下「乙」という。)は、野沢温泉村に発生した地震、風水害その他による災害時(以下「災害」という。)における災害応急対策業務のうち電気の保安について次の通り協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害時応急業務を円滑に行い、公共施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

### (災害時応急対策業務)

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

- 2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。
- 3 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。
- 4 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

### (防災訓練等)

第3条 乙は、甲が主催する防災訓練に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

### (要請手続き)

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。

- 2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

### (費用負担)

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲に請求しない。

### (損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50条)に基づき、乙がこれを補償するものとする。

### (第三者に対する損害賠償)

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲

の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制)

第8条 乙は乙の事業者の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書は締結した日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成23年10月 5日

甲 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地  
野沢温泉村長 富井 俊雄

乙 長野県長野市桐原1丁目5-8  
財団法人 中部電気保安協会長野支部  
支部長 高松 昌登

## 資料47 災害時における飲料水提供に関する協定書

野沢温泉村（以下『甲』という。）と、北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下『乙』という。）は、災害時における飲料水の提供について次のとおり協定を締結する。

### （総 則）

第1条 この協定は野沢温泉村において地震等による災害が発生した時、甲の要請に基づき乙が飲料水の提供支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 村内において震度5以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の提供について要請があった時、乙は以下の内容について協力するものとする。

- 2 乙は、第1条の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1条の要請があった時、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により提供に支障が生じた場合は、甲と協議により対応するものとする。
- 4 乙は、第1条の要請があった時は、保有飲料水の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。
- 5 第4項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による申請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （有効期限）

第4条 この有効期限は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定取り消しの申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

### （防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

### （確認事項）

第6条 乙の地域貢献型自動販売機は協定の内容から公募入札等の対象から除外するものとし、行政財産使用料も免除とする。

### （協議事項）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他にこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年10月14日

甲 長野県下高井郡野沢温泉村豊郷9817

野沢温泉村長 富井俊雄

乙 富山県高岡市内島3550番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 稲垣晴彦

#### 資料 48 御宿町と野沢温泉村姉妹都市災害時相互応援協定書

御宿町及び野沢温泉村（以下「協定町村」という。）は、いずれかの町村において災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した協定町村（以下「被災町村」という。）では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第67条第1稿の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

##### （応援の内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （1） 飲料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資機材の供給
- （2） 被害者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物質の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、救護、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

##### （応援の手続）

第2条 応援要請をする協定町村（以下「要請町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請するものとして、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 前条1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物質等の品名及び数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員及び活動内容等
- （4） 前条5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数等
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援を必要とする期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

##### （応援の実施）

第3条 前条の規定により応援要請があった場合は、速やかに協定町村（以下「応援町村」という。）と連絡調整を行い、応援を実施するものとする。

##### （自主的応援出勤）

第4条 協定町村は、いずれかの町村において災害が発生し、通信途絶等により被災町村と連絡がとれない場合であって、被災町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項による応援については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

##### （応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費については、原則として要請町村が負担するものとする。

2 前2条の規定により応援を行った協定町村は、被災町村が前項の経費を支弁するいとまがなく、

かつ、被災町村から法第92条第2項の協定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

- 3 前2項の定めにより難しい場合については、応援を要請した被災町村と応援を行った町村とが協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復経路の途中に生じたものについては応援町村が、それぞれ賠償の責めをおうものとする。

(連絡の窓口)

第7条 協定町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定町村は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて資料の提供供、定期的な意見交換及び訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の当欠を証するため、本章2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 3月15日

長野県下高井郡野沢温泉村 野沢温泉村長 富井俊夫

千葉県夷隅郡御宿町 御宿町長 石井義廣

## 資料 49 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

野沢温泉村（以下「甲」という。）と社団法人長野建築士会中高支部（以下「乙」という。）は、野沢温泉村内において地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に野沢温泉村地域防災計画に基づく避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、村民の安全を確保することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文章により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文章を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後3時間以内に甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

### （事前計画）

第4条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文章で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、応急危険度判定の従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

（1）応急危険度判定結果

（2）従事した人員及び名簿

（3）その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

### （災害補償）

第6条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、野沢温泉村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年野沢温泉村条例第22号）の規定に準じて甲が保証を行うものとする。

(補償の請求及び支払)

第7条 乙は、前条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めるときは、その補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地

野沢温泉村長 富井俊雄

乙 長野県中野市大字壁田955番地  
社団法人 長野県建築士会中高支部

支部長 保倉利光

## 資料50 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

野沢温泉村（以下「甲」という。）と長野LP協会高水支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

（1）被災地域のLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

（2）供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について容器所持者等が行うべき回収及び保管

（3）応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPガスが供給されることとなった場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給

（4）販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

（5）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（費用）

第4条 前条（3）の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）

第5条 甲は、乙および丙が災害時に円滑にLPガスを供給できるよう、公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備に努める。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業員の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることが出来る場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 当該損害について、労働災害と認定される場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月24日

甲 野沢温泉村  
村長 富井 俊雄

乙 長野LP協会高水支部  
支部長 宮川 浩

丙 一般社団法人長野県LPガス協会  
会長 小林 芳夫